野村日本債券
インデックスファンド

追加型投信 国内 債券 インデックス型

【投資信託説明書（請求目論見書）】

（2025年4月15日）

この目論見書により行なう野村日本債券インデックスファンドの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2025年4月14日に関東財務局長に提出しており、2025年4月15日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	：	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	：	ＣＥＯ兼代表取締役社長　小池　広靖
【本店の所在の場所】	：	東京都江東区豊洲二丁目２番１号
【縦覧に供する場所】	：	該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次 2
第一部【証券情報】 3
（１）【ファンドの名称】 3
（２）【内国投資信託受益証券の形態等】 3
（３）【発行（売出）価額の総額】 3
（４）【発行（売出）価格】 3
（５）【申込手数料】 4
（６）【申込単位】 4
（７）【申込期間】 4
（８）【申込取扱場所】 4
（９）【払込期日】 4
（１０）【払込取扱場所】 4
（１１）【振替機関に関する事項】 5
（１２）【その他】 5
第二部【ファンド情報】 6
第１【ファンドの状況】 6
１【ファンドの性格】 6
２【投資方針】 11
３【投資リスク】 20
４【手数料等及び税金】 24
５【運用状況】 27
第２【管理及び運営】 35
１【申込（販売）手続等】 35
２【換金（解約）手続等】 36
３【資産管理等の概要】 37
４【受益者の権利等】 40
第３【ファンドの経理状況】 41
１【財務諸表】 44
２【ファンドの現況】 105
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】 106
第三部【委託会社等の情報】 107
第１【委託会社等の概況】 107
１【委託会社等の概況】 107
２【事業の内容及び営業の概況】 109
３【委託会社等の経理状況】 110
４【利害関係人との取引制限】 160
５【その他】 160
約款 161

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

野村日本債券インデックスファンド
（以下「ファンド」といいます。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)
なお、当初元本は１口当り１円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

２兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額※とします。
午後３時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては１万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）
＜受付時間＞　営業日の午前９時～午後５時
インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（５）【申込手数料】

ありません。

（購入時手数料は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

（６）【申込単位】

一般コース （分配金を受取るコース）	１万口以上１万口単位(当初元本１口＝1円)または １万円以上１円単位
自動けいぞく投資コース （分配金が再投資されるコース）	１万円以上１円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には１口単位とします。

（７）【申込期間】

2025年4月15日から2026年4月13日まで

＊なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（９）【払込期日】

投資者は、販売会社の定める期日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

◆わが国の公社債を実質的な主要投資対象※とし、NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※ファンドは、「国内債券 NOMURA-BPI 総合　マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、１兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

＜商品分類＞

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（野村日本債券インデックスファンド）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　） 資産複合	インデックス型 特殊型

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 (債券　一般)） 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年 1 回 年 2 回 年 4 回 年 6 回 （隔月） 年 12 回 （毎月） 日々 その他 （　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	日経 225 TOPIX その他 （NOMURA-BPI 総合）

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》　https://www.toushin.or.jp/

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

＜商品分類表定義＞

［単位型投信・追加型投信の区分］

(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。

(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

［投資対象地域による区分］

(1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資対象資産による区分］

(1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［独立した区分］

(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定めるMMFをいう。

(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。

(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

［補足分類］

(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

［投資対象資産による属性区分］

株式

(1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

(2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

(1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

(2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え

「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

(1)年１回…目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年２回…目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年４回…目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年６回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年 12 回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年 12 回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

(1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

(2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

(1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

(1)日経 225

(2)TOPIX

(3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

(1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目

指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（２）【ファンドの沿革】

2008 年 3 月 3 日　　信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

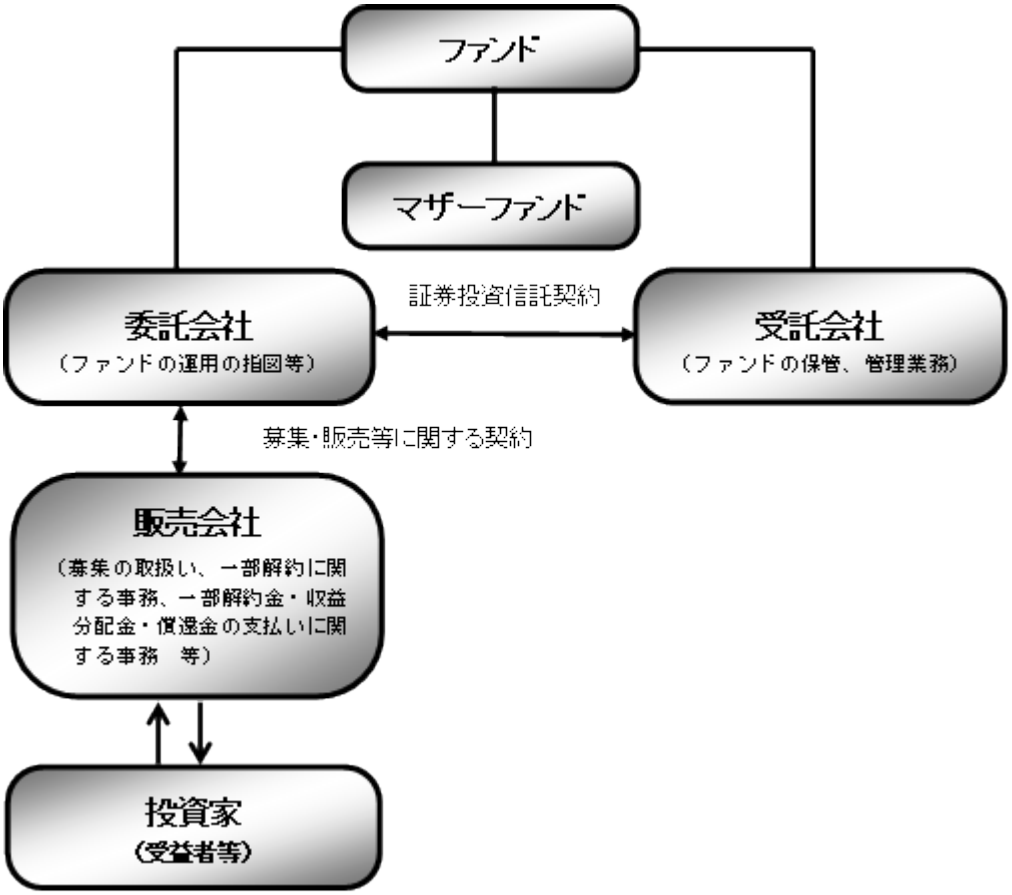

ファンド	野村日本債券インデックスファンド
マザーファンド（親投資信託）	国内債券 NOMURA-BPI 総合　マザーファンド
委託会社（委託者）	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社（受託者）	野村信託銀行株式会社

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

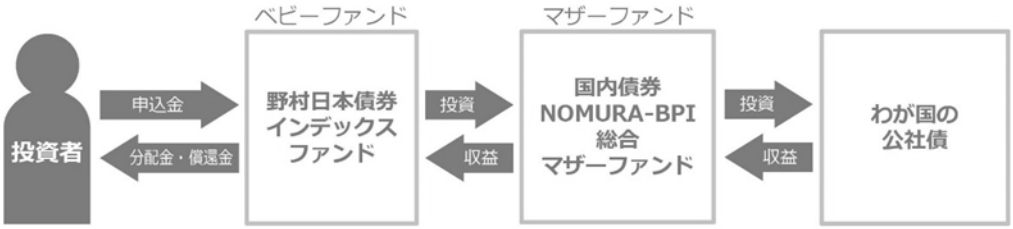

■委託会社の概況(2025年2月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
1997年10月1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000年11月1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

NOMURA-BPI総合の動きに連動する投資成果を目指します。

■NOMURA-BPI総合とは■

◆NOMURA-BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。

NOMURA-BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

■投資プロセス■

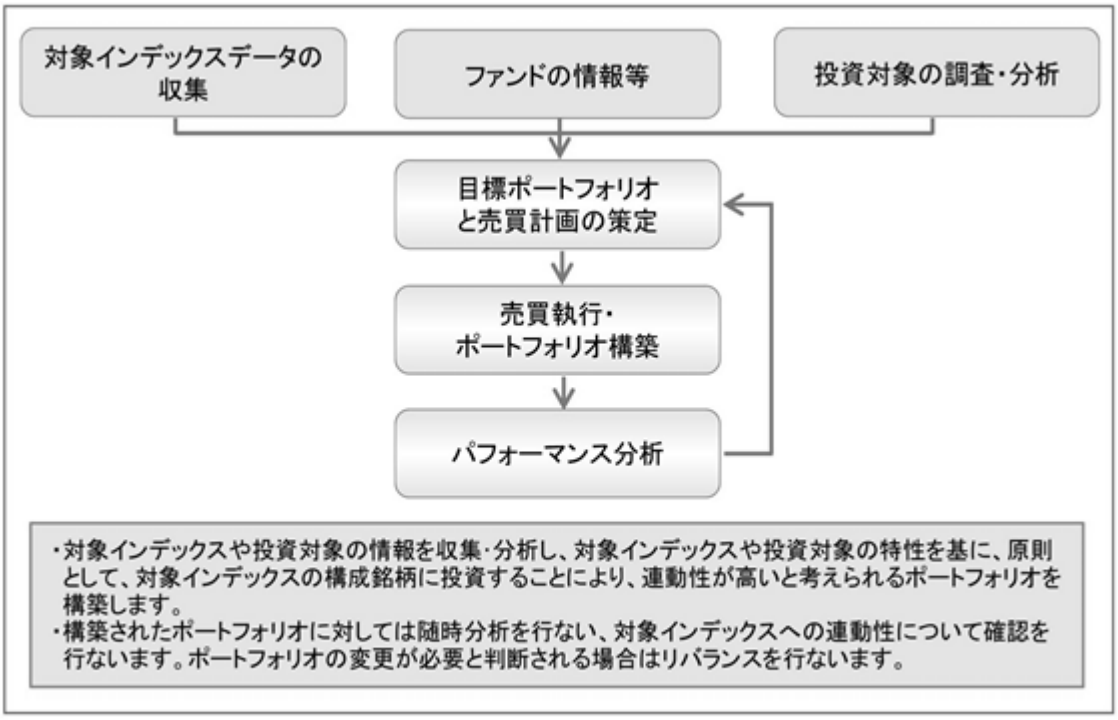

＊上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

ファンドは、わが国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合　マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

なお、直接公社債等に投資する場合があります。

なお、デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

①投資の対象とする資産の種類(約款第 15 条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
   - イ．有価証券
   - ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限 ④および⑤」に定めるものに限ります。）に係る権利
   - ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
   - ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
   - イ．為替手形

②有価証券の指図範囲(約款第 16 条第 1 項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内債券 NOMURA－BPI 総合　マザーファンド（「マザーファン

ド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債※の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券

   ※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記「(2)投資対象 ②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④その他の投資対象

1. 先物取引等
2. スワップ取引

（参考）マザーファンドの概要

「国内債券 NOMURA-BPI 総合　マザーファンド」

運　用　の　基　本　方　針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

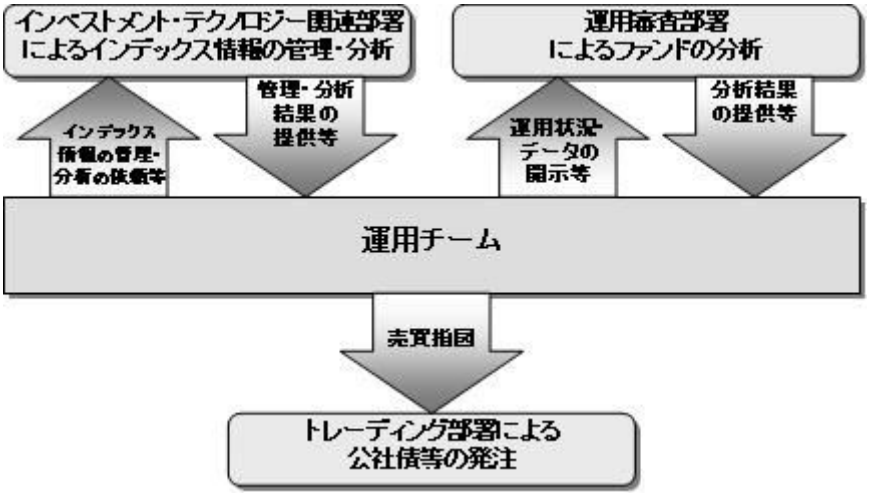

※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

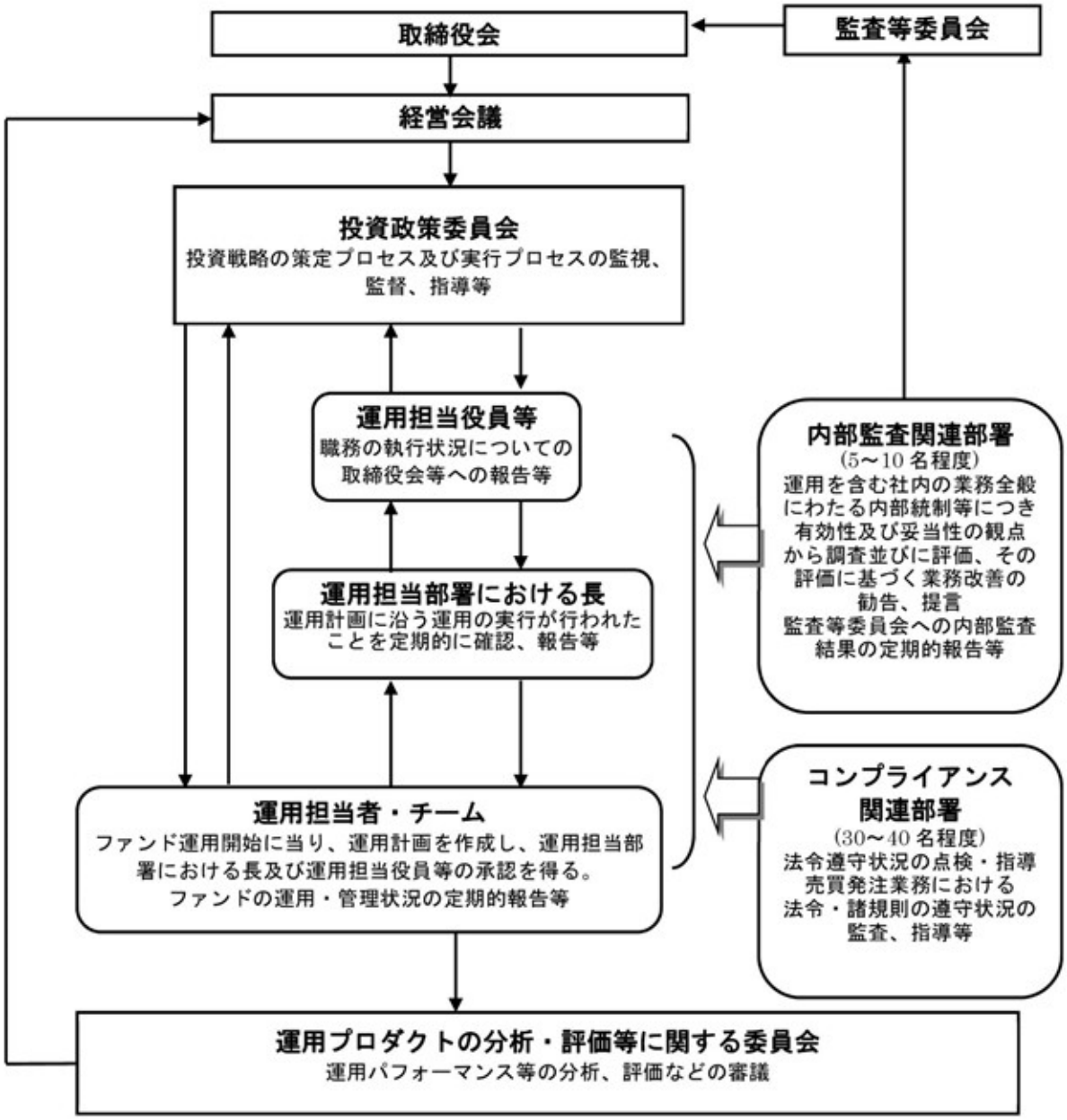

≪委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等≫

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

年４回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※利子・配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

＊委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として**毎年1月、4月、7月および10月の各20日**（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、原則、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（5）【投資制限】

①株式への投資割合(運用の基本方針　2　運用方法（3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針　2　運用方法（3)投資制限)

外貨建資産への投資は行ないません。

③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

(運用の基本方針　2　運用方法（3)投資制限)

④先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第21条)

（ｉ)委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。

以下同じ。)、有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。)。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲」第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

(ⅱ)委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲」第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲」第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

⑤スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第 22 条)

(ⅰ)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

(ⅱ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ⅲ)スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(ⅳ)上記(ⅲ)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に

属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(ｖ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(vi)委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針　2　運用方法　(3)投資制限)

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑦同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針　2　運用方法　(3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑧投資する株式の範囲(約款第19条)

(ｉ)委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(ⅱ)上記(ｉ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑨有価証券の貸付の指図および範囲(約款第24条)

(ｉ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ⅱ)上記(ｉ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ⅲ)委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑩公社債の借入れ(約款第25条)

(ｉ)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ⅱ)上記(ｉ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ⅲ)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ⅱ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ⅳ)上記(ｉ)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑪資金の借入れ(約款第31条)

(ｉ)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわ

ないものとします。

（ⅱ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

（ⅲ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ⅳ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑫投資信託証券への投資割合

投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への投資は行ないません。

⑬一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。（運用の基本方針　２　運用方法（(3)投資制限）

３【投資リスク】

≪基準価額の変動要因≫

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します**。

したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

［債券価格変動リスク］

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

≪その他の留意点≫

●ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない

場合があります。

●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

●ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図

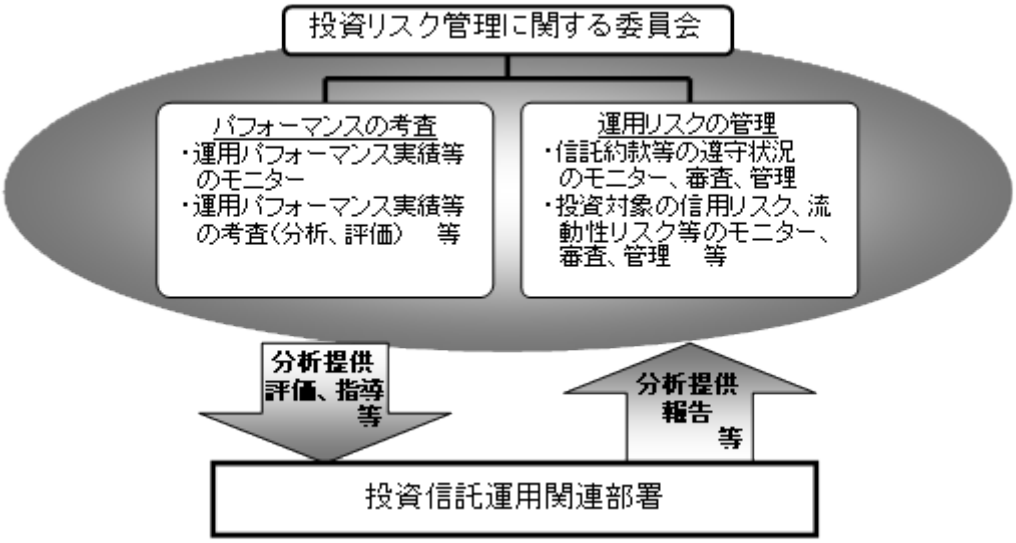

※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較（2020年3月末～2025年2月末：月次）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

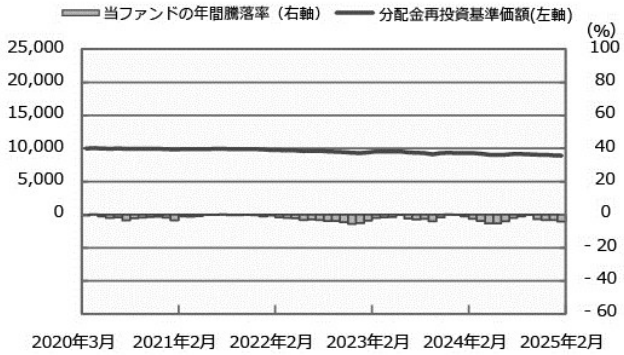

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

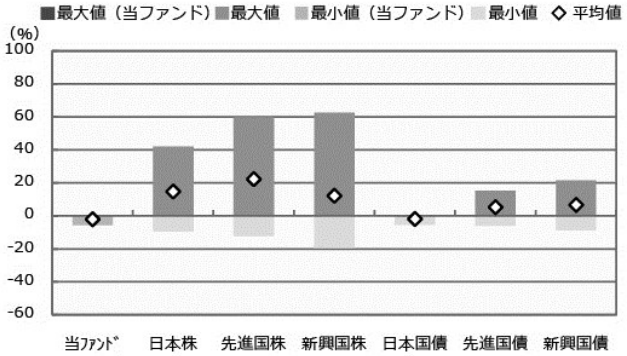

	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**0.2**	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値（%）	△ **5.6**	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値（%）	△ **2.1**	14.8	22.2	12.2	△ 1.9	5.3	6.7

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年3月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2020年3月から2025年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2020年3月から2025年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
○日本国債：NOMURA-BPI国債
○先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。
○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

ありません。

（購入時手数料は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

（2）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（3）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.407％（税抜年0.37％）の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
年0.160％	年0.185％	年0.025％

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

≪支払先の役務の内容≫

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（4）【その他の手数料等】

①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。

③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用はファンドから支払われます。

④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

※これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することがで

きないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315％(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315％および地方税 5％)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により 20.315％(国税 15.315％および地方税 5％)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は 20.315％の税率により源泉徴収が行なわれます。

≪損益通算について≫

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》(注2)	《配当所得》
・特定公社債(注1)の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

（注 1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015 年 12 月 31 日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注 2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

＊少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISA をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、

15.315%(国税 15.315%)の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

［個人の投資家の場合］

換金（解約）時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

［法人の投資家の場合］

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

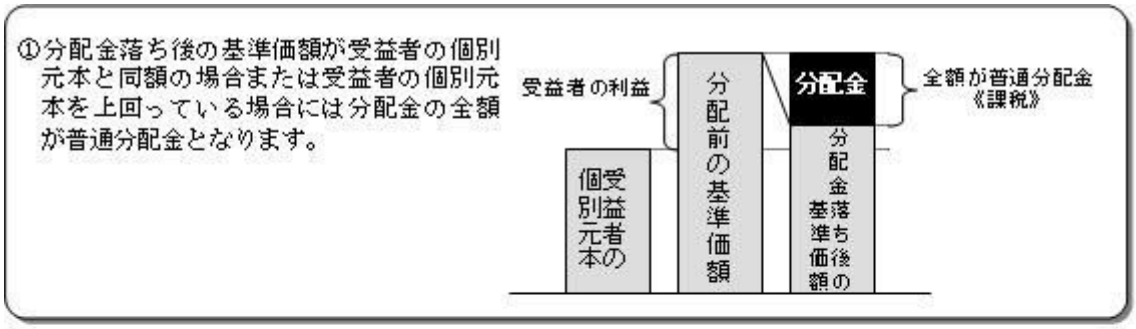

※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※上記は 2025 年 2 月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：%）

	総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	0.41	0.41	0.00

（2024年7月23日～2025年1月20日）

＊総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
＊交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
＊各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
＊各比率は、年率換算した値です。
＊マザーファンドが支払った費用を含みます。
＊その他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。
＊上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
＊最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

５【運用状況】

以下は 2025 年 2 月 28 日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

野村日本債券インデックスファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	624,829,809	99.99
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	62,375	0.00
合計（純資産総額）		624,892,184	100.00

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	978,013,477,100	83.15
地方債証券	日本	58,640,092,803	4.98
特殊債券	日本	71,721,644,646	6.09
社債券	日本	53,623,740,800	4.55
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	14,175,057,486	1.20
合計（純資産総額）		1,176,174,012,835	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

野村日本債券インデックスファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）

1	日本	親投資信託受益証券	国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド	515,493,614	1.2232	630,574,538	1.2121	624,829,809	99.99

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合　　計	99.99

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７１回	25,000,000,000	96.83	24,209,555,000	93.60	23,402,250,000	0.4	2033/6/20	1.98
2	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７０回	24,000,000,000	97.66	23,440,755,000	94.75	22,742,160,000	0.5	2033/3/20	1.93
3	日本	国債証券	国庫債券　利付（２年）第４６０回	20,000,000,000	99.70	19,940,050,000	99.57	19,914,600,000	0.3	2026/5/1	1.69
4	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１５７回	19,000,000,000	99.38	18,884,040,000	98.02	18,624,940,000	0.2	2028/3/20	1.58
5	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６３回	17,000,000,000	100.25	17,043,680,000	98.24	16,701,650,000	0.4	2028/9/20	1.41
6	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６２回	14,500,000,000	99.78	14,468,640,000	97.90	14,195,645,000	0.3	2028/9/20	1.20
7	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５６回	14,000,000,000	97.80	13,693,080,000	96.10	13,454,420,000	0.1	2029/9/20	1.14
8	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３４３回	13,000,000,000	99.61	12,950,530,000	99.23	12,900,420,000	0.1	2026/6/20	1.09
9	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７２回	13,000,000,000	100.77	13,101,330,000	96.44	12,538,370,000	0.8	2033/9/20	1.06
10	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６０回	13,000,000,000	97.77	12,710,100,000	95.04	12,355,460,000	0.1	2030/9/20	1.05
11	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６８回	12,500,000,000	99.92	12,491,045,000	98.61	12,327,000,000	0.6	2029/3/20	1.04
12	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１４８回	11,500,000,000	99.46	11,439,035,000	99.11	11,397,765,000	0.005	2026/6/20	0.96
13	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３５０回	11,650,000,000	99.27	11,565,421,000	97.72	11,385,428,500	0.1	2028/3/20	0.96
14	日本	国債証券	国庫債券　利付（２０年）第１６７回	12,900,000,000	89.62	11,561,714,000	85.48	11,027,823,000	0.5	2038/12/20	0.93
15	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６９回	11,000,000,000	98.53	10,838,560,000	95.07	10,458,250,000	0.5	2032/12/20	0.88
16	日本	国債証券	国庫債券　利付（２０年）第１６６回	11,500,000,000	91.88	10,567,045,000	88.35	10,160,595,000	0.7	2038/9/20	0.86
17	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１５４回	10,000,000,000	99.51	9,951,800,000	98.18	9,818,800,000	0.1	2027/9/20	0.83

18	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３４８回	10,000,000,000	99.51	9,951,800,000	98.18	9,818,800,000	0.1	2027/9/20	0.83
19	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６５回	10,000,000,000	99.69	9,969,800,000	97.66	9,766,900,000	0.3	2028/12/20	0.83
20	日本	国債証券	国庫債券　利付（２０年）第１８９回	9,900,000,000	102.05	10,102,950,000	98.33	9,734,967,000	1.9	2044/6/20	0.82
21	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７４回	10,000,000,000	99.18	9,918,560,000	95.87	9,587,500,000	0.8	2034/3/20	0.81
22	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３７３回	10,000,000,000	98.73	9,873,090,000	94.50	9,450,900,000	0.6	2033/12/20	0.80
23	日本	国債証券	国庫債券　ＣＴ利付（１０年）第２回	9,500,000,000	100.27	9,526,090,000	97.25	9,239,320,000	1	2034/3/20	0.78
24	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１７４回	9,000,000,000	99.90	8,991,780,000	98.73	8,886,330,000	0.7	2029/9/20	0.75
25	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３４７回	9,000,000,000	99.61	8,964,900,000	98.40	8,856,720,000	0.1	2027/6/20	0.75
26	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１７３回	9,000,000,000	99.99	8,999,520,000	98.30	8,847,090,000	0.6	2029/9/20	0.75
27	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１５３回	9,000,000,000	99.31	8,938,170,000	98.19	8,837,460,000	0.005	2027/6/20	0.75
28	日本	国債証券	国庫債券　利付（５年）第１６７回	9,000,000,000	99.53	8,957,715,000	97.83	8,805,330,000	0.4	2029/3/20	0.74
29	日本	国債証券	国庫債券　利付（３０年）第８３回	8,700,000,000	100.31	8,727,815,000	97.14	8,451,528,000	2.2	2054/6/20	0.71
30	日本	国債証券	国庫債券　利付（１０年）第３６７回	8,500,000,000	96.80	8,228,000,000	93.60	7,956,255,000	0.2	2032/6/20	0.67

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	83.15
地方債証券	4.98
特殊債券	6.09
社債券	4.55
合　　計	98.79

②【投資不動産物件】

野村日本債券インデックスファンド

該当事項はありません。

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村日本債券インデックスファンド

該当事項はありません。

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

野村日本債券インデックスファンド

2025 年 2 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 15 特定期間　(2015 年 7 月 21 日)	1,902	1,908	1.0463	1.0493
第 16 特定期間　(2016 年 1 月 20 日)	1,917	1,923	1.0592	1.0622
第 17 特定期間　(2016 年 7 月 20 日)	1,997	2,003	1.1101	1.1131
第 18 特定期間　(2017 年 1 月 20 日)	1,680	1,684	1.0666	1.0696
第 19 特定期間　(2017 年 7 月 20 日)	1,533	1,538	1.0587	1.0617
第 20 特定期間　(2018 年 1 月 22 日)	1,434	1,438	1.0541	1.0571
第 21 特定期間　(2018 年 7 月 20 日)	1,322	1,326	1.0559	1.0589
第 22 特定期間　(2019 年 1 月 21 日)	1,292	1,295	1.0517	1.0547
第 23 特定期間　(2019 年 7 月 22 日)	1,326	1,330	1.0642	1.0672
第 24 特定期間　(2020 年 1 月 20 日)	1,281	1,285	1.0467	1.0497
第 25 特定期間　(2020 年 7 月 20 日)	1,189	1,192	1.0330	1.0360
第 26 特定期間　(2021 年 1 月 20 日)	1,190	1,193	1.0244	1.0274
第 27 特定期間　(2021 年 7 月 20 日)	1,148	1,152	1.0225	1.0255
第 28 特定期間　(2022 年 1 月 20 日)	1,068	1,070	1.0062	1.0082
第 29 特定期間　(2022 年 7 月 20 日)	970	972	0.9755	0.9775
第 30 特定期間　(2023 年 1 月 20 日)	881	883	0.9481	0.9501
第 31 特定期間　(2023 年 7 月 20 日)	840	840	0.9598	0.9608
第 32 特定期間　(2024 年 1 月 22 日)	747	747	0.9405	0.9415
第 33 特定期間　(2024 年 7 月 22 日)	698	699	0.9103	0.9113
第 34 特定期間　(2025 年 1 月 20 日)	645	646	0.9026	0.9036
2024 年 2 月末日	741	—	0.9376	—
3 月末日	740	—	0.9363	—
4 月末日	728	—	0.9243	—
5 月末日	701	—	0.9092	—
6 月末日	699	—	0.9115	—
7 月末日	700	—	0.9093	—

8月末日	698	—	0.9197	—
9月末日	691	—	0.9219	—
10月末日	683	—	0.9159	—
11月末日	665	—	0.9093	—
12月末日	650	—	0.9080	—
2025年 1月末日	629	—	0.9000	—
2月末日	624	—	0.8937	—

②【分配の推移】

野村日本債券インデックスファンド

	計算期間	1口当たりの分配金
第15特定期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	0.0060円
第16特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	0.0060円
第17特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	0.0060円
第18特定期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	0.0060円
第19特定期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	0.0060円
第20特定期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	0.0060円
第21特定期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	0.0060円
第22特定期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	0.0060円
第23特定期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	0.0060円
第24特定期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	0.0060円
第25特定期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	0.0060円
第26特定期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	0.0060円
第27特定期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	0.0060円
第28特定期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	0.0050円
第29特定期間	2022年 1月21日～2022年 7月20日	0.0040円
第30特定期間	2022年 7月21日～2023年 1月20日	0.0040円
第31特定期間	2023年 1月21日～2023年 7月20日	0.0030円
第32特定期間	2023年 7月21日～2024年 1月22日	0.0020円
第33特定期間	2024年 1月23日～2024年 7月22日	0.0020円
第34特定期間	2024年 7月23日～2025年 1月20日	0.0020円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③【収益率の推移】

野村日本債券インデックスファンド

	計算期間	収益率
第15特定期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	△1.6%
第16特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	1.8%

第17特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	5.4%
第18特定期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	△3.4%
第19特定期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	△0.2%
第20特定期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	0.1%
第21特定期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	0.7%
第22特定期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	0.2%
第23特定期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	1.8%
第24特定期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	△1.1%
第25特定期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	△0.7%
第26特定期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	△0.3%
第27特定期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	0.4%
第28特定期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	△1.1%
第29特定期間	2022年 1月21日～2022年 7月20日	△2.7%
第30特定期間	2022年 7月21日～2023年 1月20日	△2.4%
第31特定期間	2023年 1月21日～2023年 7月20日	1.6%
第32特定期間	2023年 7月21日～2024年 1月22日	△1.8%
第33特定期間	2024年 1月23日～2024年 7月22日	△3.0%
第34特定期間	2024年 7月23日～2025年 1月20日	△0.6%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

野村日本債券インデックスファンド

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第15特定期間	2015年 1月21日～2015年 7月21日	6,569,387	367,973,711	1,818,664,324
第16特定期間	2015年 7月22日～2016年 1月20日	56,193,962	64,221,931	1,810,636,355
第17特定期間	2016年 1月21日～2016年 7月20日	360,439,174	371,591,753	1,799,483,776
第18特定期間	2016年 7月21日～2017年 1月20日	59,701,666	284,050,696	1,575,134,746
第19特定期間	2017年 1月21日～2017年 7月20日	189,025,020	315,277,728	1,448,882,038
第20特定期間	2017年 7月21日～2018年 1月22日	26,635,459	114,581,910	1,360,935,587
第21特定期間	2018年 1月23日～2018年 7月20日	34,002,943	142,196,664	1,252,741,866
第22特定期間	2018年 7月21日～2019年 1月21日	26,153,837	50,160,697	1,228,735,006
第23特定期間	2019年 1月22日～2019年 7月22日	76,152,216	58,142,044	1,246,745,178
第24特定期間	2019年 7月23日～2020年 1月20日	32,036,602	54,308,163	1,224,473,617
第25特定期間	2020年 1月21日～2020年 7月20日	23,946,697	97,267,446	1,151,152,868
第26特定期間	2020年 7月21日～2021年 1月20日	98,015,589	87,262,357	1,161,906,100
第27特定期間	2021年 1月21日～2021年 7月20日	33,353,416	71,870,785	1,123,388,731
第28特定期間	2021年 7月21日～2022年 1月20日	21,079,496	82,227,326	1,062,240,901
第29特定期間	2022年 1月21日～2022年 7月20日	15,311,442	82,644,183	994,908,160

第 30 特定期間	2022 年 7 月 21 日～2023 年 1 月 20 日	13,879,556	78,599,421	930,188,295
第 31 特定期間	2023 年 1 月 21 日～2023 年 7 月 20 日	15,011,573	69,952,066	875,247,802
第 32 特定期間	2023 年 7 月 21 日～2024 年 1 月 22 日	25,395,809	106,255,881	794,387,730
第 33 特定期間	2024 年 1 月 23 日～2024 年 7 月 22 日	26,588,029	53,774,566	767,201,193
第 34 特定期間	2024 年 7 月 23 日～2025 年 1 月 20 日	20,677,935	72,278,852	715,600,276

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

≪参考情報≫

運用実績（2025年2月28日現在）

基準価額・純資産の推移（日次）

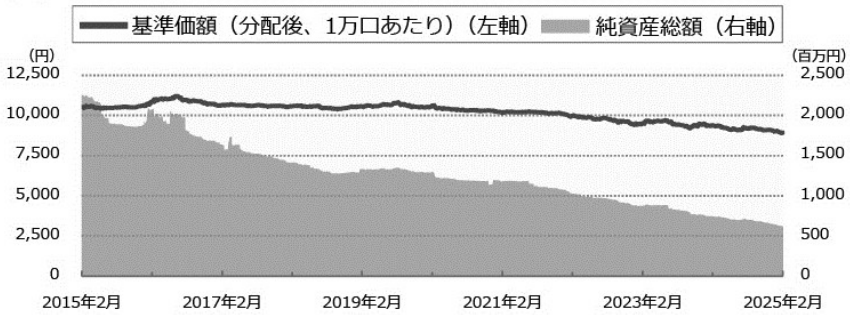

分配の推移

（1万口あたり、課税前）

2025年1月	10　円
2024年10月	10　円
2024年7月	10　円
2024年4月	10　円
2024年1月	10　円
設定来累計	1,760　円

主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	国庫債券　利付（１０年）第３７１回	国債証券	2.0
2	国庫債券　利付（１０年）第３７０回	国債証券	1.9
3	国庫債券　利付（２年）第４６０回	国債証券	1.7
4	国庫債券　利付（５年）第１５７回	国債証券	1.6
5	国庫債券　利付（５年）第１６３回	国債証券	1.4
6	国庫債券　利付（５年）第１６２回	国債証券	1.2
7	国庫債券　利付（１０年）第３５６回	国債証券	1.1
8	国庫債券　利付（１０年）第３４３回	国債証券	1.1
9	国庫債券　利付（１０年）第３７２回	国債証券	1.1
10	国庫債券　利付（１０年）第３６０回	国債証券	1.0

年間収益率の推移（暦年ベース）

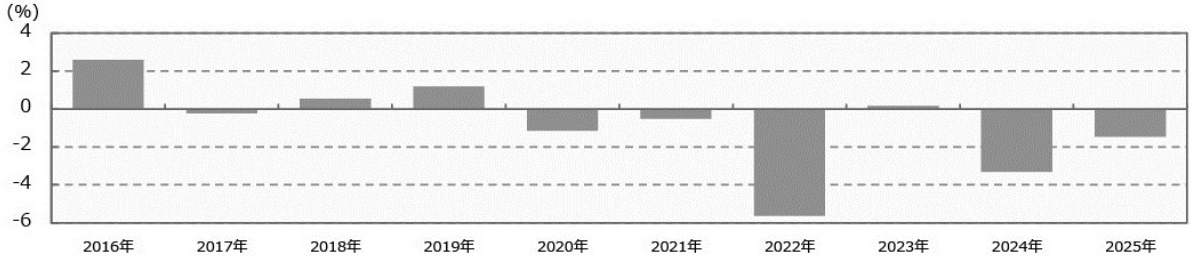

・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2)申込締切時間

午後３時までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

(3)購入コース

分配金を受取る「一般コース」と、分配金が再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、原則として、お買付け後のコース変更はできません。

(4)販売単位

「一般コース」の場合は１万口以上１万口単位(当初元本１口＝1円)または１万円以上１円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は１万円以上１円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は１口単位とします。

(5)販売価額

取得申込日の基準価額とします。

(6)申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。

(7)積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約※を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(8)申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

(9)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

(1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

(3)換金単位

「一般コース」の場合は1万口単位、1口単位または1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1円単位または1口単位で換金できます。

(4)換金価額

解約申込みの受付日の基準価額となります。

(5)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(6)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

(7)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

(8)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。※ ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限とします(2008年3月3日設定)。

（4）【計算期間】

原則として、毎年1月21日から4月20日まで、4月21日から7月20日まで、7月21日から10月20日までおよび10月21日から翌年1月20日までとします。
なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（b）信託期間の終了

（ⅰ）委託者は、上記「（a）ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ⅱ）上記（ⅰ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（ⅲ）上記（ⅰ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

（ⅳ）上記（ⅰ）から（ⅲ）までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（ⅰ）から（ⅲ）までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（ⅴ）委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

（ⅵ）委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「（e）信託約款の変更等（ⅳ）」の書面決議が否決となる場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

（c）運用報告書

毎年1月、7月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

（d）有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年1月、7月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

（e）信託約款の変更等

(ⅰ)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ⅱ)委託者は、上記(ⅰ)の事項（上記(ⅰ)の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ⅲ)上記(ⅱ)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ⅳ)上記(ⅱ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(ⅴ)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(ⅵ)上記(ⅱ)から(ⅴ)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(ⅶ)上記(ⅰ)から(ⅵ)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(ｆ) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(ｇ) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(ⅰ)受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(ｅ)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ⅱ)委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ｈ)反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（ｉ）他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

（ｊ）関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の３ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則１年毎に自動的に更新されるものとします。

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

＜自動けいぞく投資契約を結んでいない場合＞

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

＜自動けいぞく投資契約を結んでいる場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から５年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して５営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2　換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として 6 ヶ月毎に作成しております。

（３）当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期（2024 年 7 月 23 日から 2025 年 1 月 20 日まで）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２５年3月２１日

野村アセットマネジメント株式会社

取 締 役 会　　御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　長谷川　敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村日本債券インデックスファンドの２０２４年7月２３日から２０２５年１月２０日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村日本債券インデックスファンドの２０２５年１月２０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【野村日本債券インデックスファンド】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (2024年 7月22日現在)	当期 (2025年 1月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	792,801	739,980
親投資信託受益証券	698,320,538	645,852,802
未収入金	870,067	757,319
未収利息	1	4
流動資産合計	699,983,407	647,350,105
資産合計	699,983,407	647,350,105
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	767,201	715,600
未払解約金	104,055	40,000
未払受託者報酬	48,507	45,515
未払委託者報酬	669,331	628,076
その他未払費用	3,850	3,619
流動負債合計	1,592,944	1,432,810
負債合計	1,592,944	1,432,810
純資産の部		
元本等		
元本	767,201,193	715,600,276
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△68,810,730	△69,682,981
（分配準備積立金）	9,020,062	8,522,084
元本等合計	698,390,463	645,917,295
純資産合計	698,390,463	645,917,295
負債純資産合計	699,983,407	647,350,105

（2）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2024年 1月23日 至　2024年 7月22日	当期 自　2024年 7月23日 至　2025年 1月20日
営業収益		
受取利息	148	516
有価証券売買等損益	△20,675,491	△2,437,064
営業収益合計	△20,675,343	△2,436,548
営業費用		
受託者報酬	99,148	93,375

委託者報酬	1,368,115	1,288,536
その他費用	7,866	7,424
営業費用合計	1,475,129	1,389,335
営業利益又は営業損失（△）	△22,150,472	△3,825,883
経常利益又は経常損失（△）	△22,150,472	△3,825,883
当期純利益又は当期純損失（△）	△22,150,472	△3,825,883
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△363,209	88,843
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△47,281,799	△68,810,730
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,765,997	6,265,224
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,765,997	6,265,224
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,951,255	1,761,234
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,951,255	1,761,234
分配金	1,556,410	1,461,515
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△68,810,730	△69,682,981

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当該財務諸表の特定期間は、2024年 7月23日から2025年 1月20日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2024年 7月22日現在	当期 2025年 1月20日現在
1．　特定期間の末日における受益権の総数 767,201,193口	1．　特定期間の末日における受益権の総数 715,600,276口
2．　投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損　68,810,730円	2．　投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損　69,682,981円
3．　特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　0.9103円 （10,000口当たり純資産額）（9,103円）	3．　特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　0.9026円 （10,000口当たり純資産額）（9,026円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期
自 2024年 1月23日
至 2024年 7月22日

1.分配金の計算過程

2024年 1月23日から2024年 4月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	561,471円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	49,235,506円

当期
自 2024年 7月23日
至 2025年 1月20日

1.分配金の計算過程

2024年 7月23日から2024年10月21日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,189,377円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	46,826,626円

分配準備積立金額	D	9,858,621 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	59,655,598 円
当ファンドの期末残存口数	F	789,209,163 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	755 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	789,209 円

2024 年 4 月 23 日から 2024 年 7 月 22 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	575,716 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	48,019,481 円
分配準備積立金額	D	9,211,547 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	57,806,744 円
当ファンドの期末残存口数	F	767,201,193 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	753 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	767,201 円

分配準備積立金額	D	8,638,405 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	56,654,408 円
当ファンドの期末残存口数	F	745,915,459 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	759 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	745,915 円

2024 年 10 月 22 日から 2025 年 1 月 20 日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	633,700 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円
収益調整金額	C	45,037,838 円
分配準備積立金額	D	8,603,984 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	54,275,522 円
当ファンドの期末残存口数	F	715,600,276 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	758 円
10,000 口当たり分配金額	H	10 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	715,600 円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2024 年 1 月 23 日 至 2024 年 7 月 22 日	当期 自 2024 年 7 月 23 日 至 2025 年 1 月 20 日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2024 年 7 月 22 日現在	当期 2025 年 1 月 20 日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し	１．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左

ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	２．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 2024年 1月 23日 至 2024年 7月 22日	当期 自 2024年 7月 23日 至 2025年 1月 20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

１ 元本の移動

前期 自 2024年 1月 23日 至 2024年 7月 22日		当期 自 2024年 7月 23日 至 2025年 1月 20日	
期首元本額	794,387,730円	期首元本額	767,201,193円
期中追加設定元本額	26,588,029円	期中追加設定元本額	20,677,935円
期中一部解約元本額	53,774,566円	期中一部解約元本額	72,278,852円

２ 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2024年 1月 23日 至 2024年 7月 22日	当期 自 2024年 7月 23日 至 2025年 1月 20日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△8,239,604	△7,336,239
合計	△8,239,604	△7,336,239

３ デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式(2025年1月20日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025年1月20日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合マザーファンド	527,786,878	645,852,802	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.0%	527,786,878	645,852,802 100.0%	
合計				645,852,802	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（2025 年 1 月 20 日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	4,498,410,167
国債証券	1,019,666,118,150
地方債証券	59,755,295,801
特殊債券	72,929,849,060
社債券	55,596,978,200
未収利息	2,248,318,326
前払費用	127,029,428
流動資産合計	1,214,821,999,132
資産合計	1,214,821,999,132
負債の部	
流動負債	
未払金	460,653,000
未払解約金	470,059,824
流動負債合計	930,712,824
負債合計	930,712,824
純資産の部	
元本等	
元本	991,974,193,570
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	221,917,092,738
元本等合計	1,213,891,286,308
純資産合計	1,213,891,286,308
負債純資産合計	1,214,821,999,132

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
２.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
３.金融商品の時価等に関する事項の補	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前

足説明	提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2025年 1月20日現在	
１． 計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額	
１口当たり純資産額	1.2237円
(10,000口当たり純資産額)	(12,237円)

（金融商品に関する注記）
(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 7月23日 至 2025年 1月20日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年 1月20日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2025年 1月20日現在	
期首	2024年 7月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	944,531,088,658円
同期中における追加設定元本額	125,316,810,887円
同期中における一部解約元本額	77,873,705,975円
期末元本額	991,974,193,570円
期末元本額の内訳＊	
野村国内債券インデックスファンド	303,937,591円
野村世界６資産分散投信（安定コース）	45,109,864,177円
野村世界６資産分散投信（分配コース）	22,756,993,632円
野村世界６資産分散投信（成長コース）	9,404,031,853円
野村資産設計ファンド２０１５	329,257,509円
野村資産設計ファンド２０２０	369,837,324円
野村資産設計ファンド２０２５	454,909,521円

野村資産設計ファンド２０３０	428,788,445 円
野村資産設計ファンド２０３５	277,095,947 円
野村資産設計ファンド２０４０	319,375,066 円
野村日本債券インデックスファンド	527,786,878 円
野村日本債券インデックス（野村投資一任口座向け）	125,269,793,360 円
のむラップ・ファンド（保守型）	27,738,428,958 円
のむラップ・ファンド（普通型）	105,380,013,089 円
のむラップ・ファンド（積極型）	13,410,803,822 円
野村日本債券インデックス（野村ＳＭＡ向け）	4,692,994,223 円
野村資産設計ファンド２０４５	52,359,579 円
野村円債投資インデックスファンド	405,547,689 円
野村インデックスファンド・国内債券	2,278,477,460 円
マイ・ロード	49,208,994,853 円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	1,395,112,489 円
野村日本債券インデックス（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	26,106,019,565 円
野村世界６資産分散投信（配分変更コース）	2,753,182,112 円
野村資産設計ファンド２０５０	39,020,719 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	28,476,620 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	17,280,222 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	8,528,879 円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	5,507,976 円
のむラップ・ファンド（やや保守型）	5,485,746,364 円
のむラップ・ファンド（やや積極型）	3,993,435,919 円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	36,502,570 円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	17,389,961 円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	93,369,135 円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	29,724,343 円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	17,878,472 円
野村６資産均等バランス	13,916,263,320 円
世界６資産分散ファンド	265,599,507 円
野村資産設計ファンド２０６０	23,936,922 円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　国内債券・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合連動型上場投信	180,930,527,677 円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）債券・安定型	22,167,569,026 円
グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	420,859,970 円
グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	94,558,232 円
グローバル・インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,163,753,104 円
グローバル・インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	340,215,601 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ安定型（適格機関投資家専用）	9,231,366 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡバランス型（適格機関投資家専用）	7,371,541 円
ワールド・インデックス・ファンドＶＡ積極型（適格機関投資家専用）	464,684 円
野村インデックス・バランス６０ＶＡ（適格機関投資家専用）	3,128,551,196 円
野村ワールド・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	10,706,925 円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	36,448,951 円
野村グローバル・インデックス・バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	425,758,147 円
野村グローバル・インデックス・バランス５０ＶＡ（適格機関投資家専用）	288,268,444 円
野村グローバル・インデックス・バランス７５ＶＡ（適格機関投資家専用）	1,160,966,312 円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	80,036,224 円
ノムラ日本債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	1,412,089,039 円
ノムラＦＯＦｓ用インデックスファンド・国内債券（適格機関投資家専用）	541,264,496 円
野村ＦＯＦｓ用・ターゲット・リターン・８資産バランス（２％コース向け）（適格機関投資家専用）	11,566,080 円
野村オルタナティブ・マルチオープン投信（適格機関投資家転売制限付）	218,018,596 円
マイバランス３０（確定拠出年金向け）	47,622,837,931 円
マイバランス５０（確定拠出年金向け）	74,798,590,742 円
マイバランス７０（確定拠出年金向け）	35,199,455,956 円
野村国内債券インデックスファンド・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合（確定拠出年金向け）	50,020,056,956 円
マイバランスＤＣ３０	22,031,104,395 円

マイバランスＤＣ５０	20,486,514,748 円
マイバランスＤＣ７０	8,775,519,521 円
野村ＤＣ国内債券インデックスファンド・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合	13,213,967,643 円
マイターゲット２０５０（確定拠出年金向け）	4,337,142,833 円
マイターゲット２０３０（確定拠出年金向け）	12,801,939,329 円
マイターゲット２０４０（確定拠出年金向け）	5,901,937,196 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）安定コース	543,578,878 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）インカムコース	94,792,122 円
野村世界６資産分散投信（ＤＣ）成長コース	137,876,595 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０３０	402,346,222 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０４０	177,061,666 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０５０	62,394,848 円
マイターゲット２０３５（確定拠出年金向け）	5,326,863,266 円
マイターゲット２０４５（確定拠出年金向け）	2,462,506,145 円
マイターゲット２０５５（確定拠出年金向け）	1,192,547,282 円
マイターゲット２０６０（確定拠出年金向け）	1,374,294,850 円
野村資産設計ファンド（ＤＣ・つみたてＮＩＳＡ）２０６０	37,206,586 円
マイターゲット２０６５（確定拠出年金向け）	560,334,148 円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	938,061,241 円
みらいバランス・株式１０（富士通企業年金基金ＤＣ向け）	7,511,318,157 円
野村ＤＣバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	550,291,010 円
マイターゲット２０７０（確定拠出年金向け）	13,161,622 円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式(2025 年 1 月 20 日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2025 年 1 月 20 日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券　利付（２年）第４５７回	3,000,000,000	2,987,370,000	
		国庫債券　利付（２年）第４５８回	10,000,000,000	9,963,600,000	
		国庫債券　利付（２年）第４５９回	2,500,000,000	2,489,925,000	
		国庫債券　利付（２年）第４６０回	20,000,000,000	19,934,200,000	
		国庫債券　利付（２年）第４６１回	6,000,000,000	5,985,420,000	
		国庫債券　利付（２年）第４６２回	7,000,000,000	6,979,980,000	
		国庫債券　利付（２年）第４６３回	2,000,000,000	1,993,340,000	
		国庫債券　利付（５年）第１４７回	5,600,000,000	5,565,784,000	
		国庫債券　利付（５年）第１４８回	11,500,000,000	11,405,815,000	
		国庫債券　利付（５年）第１４９回	4,100,000,000	4,057,811,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５０回	6,300,000,000	6,223,203,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５１回	1,500,000,000	1,479,240,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５２回	2,000,000,000	1,976,360,000	

		国庫債券　利付（５年）第１５３回	9,000,000,000	8,858,970,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５４回	10,000,000,000	9,848,200,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５５回	6,000,000,000	5,932,320,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５６回	3,000,000,000	2,957,580,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５７回	19,000,000,000	18,697,710,000	
		国庫債券　利付（５年）第１５８回	6,500,000,000	6,376,500,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６０回	2,500,000,000	2,455,475,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６１回	6,000,000,000	5,913,120,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６２回	14,500,000,000	14,264,810,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６３回	17,000,000,000	16,784,780,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６４回	5,000,000,000	4,889,900,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６５回	10,000,000,000	9,817,700,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６６回	4,000,000,000	3,942,280,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６７回	9,000,000,000	8,855,100,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６８回	12,500,000,000	12,399,375,000	
		国庫債券　利付（５年）第１６９回	3,000,000,000	2,963,760,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７０回	2,500,000,000	2,476,575,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７２回	3,000,000,000	2,959,110,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７３回	9,000,000,000	8,905,050,000	
		国庫債券　利付（５年）第１７４回	9,000,000,000	8,945,460,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１回	1,860,000,000	1,980,881,400	
		国庫債券　利付（４０年）第２回	2,700,000,000	2,765,421,000	
		国庫債券　利付（４０年）第３回	900,000,000	916,317,000	
		国庫債券　利付（４０年）第４回	1,630,000,000	1,643,643,100	
		国庫債券　利付（４０年）第５回	1,300,000,000	1,247,311,000	
		国庫債券　利付（４０年）第６回	2,000,000,000	1,863,260,000	
		国庫債券　利付（４０年）第７回	2,500,000,000	2,205,475,000	
		国庫債券　利付（４０年）第８回	1,500,000,000	1,214,190,000	
		国庫債券　利付（４０年）第９回	3,500,000,000	2,027,935,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１０回	2,810,000,000	1,909,760,300	
		国庫債券　利付（４０年）第１１回	1,750,000,000	1,132,600,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１３回	4,000,000,000	2,205,840,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１４回	2,960,000,000	1,726,775,200	
		国庫債券　利付（４０年）第１５回	4,000,000,000	2,558,320,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１６回	7,500,000,000	5,217,600,000	
		国庫債券　利付（４０年）第１７回	6,500,000,000	5,870,150,000	

		国庫債券　ＣＴ利付（５年）第１回	500,000,000	490,605,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（５年）第２回	6,000,000,000	5,916,960,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（１０年）第１回	3,000,000,000	2,892,030,000	
		国庫債券　ＣＴ利付（１０年）第２回	9,500,000,000	9,378,020,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４２回	4,550,000,000	4,527,159,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４３回	13,000,000,000	12,910,820,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４４回	6,400,000,000	6,344,128,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４５回	5,500,000,000	5,442,855,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４６回	5,000,000,000	4,940,900,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４７回	9,000,000,000	8,879,310,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４８回	10,000,000,000	9,848,200,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３４９回	5,500,000,000	5,406,555,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５０回	11,650,000,000	11,428,650,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５１回	1,000,000,000	978,870,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５２回	1,000,000,000	976,470,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５３回	7,000,000,000	6,819,260,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５４回	8,000,000,000	7,772,960,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５５回	2,500,000,000	2,422,850,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５６回	14,000,000,000	13,538,140,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５７回	4,000,000,000	3,858,520,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３５９回	3,500,000,000	3,360,700,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６０回	13,000,000,000	12,452,960,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６１回	5,500,000,000	5,255,910,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６２回	6,400,000,000	6,101,184,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６４回	6,000,000,000	5,687,520,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６５	9,500,000,000	8,976,170,000	

		回			
		国庫債券　利付（１０年）第３６６回	9,000,000,000	8,538,930,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６７回	8,500,000,000	8,039,130,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６８回	8,000,000,000	7,539,040,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３６９回	11,000,000,000	10,581,120,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７０回	24,000,000,000	23,016,480,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７１回	25,000,000,000	23,707,250,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７２回	13,000,000,000	12,716,600,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７３回	10,000,000,000	9,586,300,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７４回	10,000,000,000	9,730,100,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７５回	5,500,000,000	5,481,300,000	
		国庫債券　利付（１０年）第３７６回	4,500,000,000	4,390,695,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１回	2,000,000,000	2,179,800,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２回	500,000,000	538,540,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３回	160,000,000	172,040,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４回	1,400,000,000	1,561,588,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５回	150,000,000	162,058,500	
		国庫債券　利付（３０年）第６回	900,000,000	988,137,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７回	600,000,000	657,054,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８回	100,000,000	106,044,000	
		国庫債券　利付（３０年）第９回	265,000,000	272,971,200	
		国庫債券　利付（３０年）第１０回	250,000,000	251,410,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１１回	660,000,000	694,762,200	
		国庫債券　利付（３０年）第１２回	720,000,000	781,581,600	
		国庫債券　利付（３０年）第１３回	1,090,000,000	1,174,387,800	
		国庫債券　利付（３０年）第１４回	800,000,000	889,488,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１５回	1,000,000,000	1,121,300,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１６回	1,415,000,000	1,587,332,850	
		国庫債券　利付（３０年）第１７回	1,500,000,000	1,669,065,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１８回	2,200,000,000	2,429,020,000	
		国庫債券　利付（３０年）第１９回	1,550,000,000	1,710,952,000	

		国庫債券　利付（３０年）第２０回	770,000,000	865,441,500	
		国庫債券　利付（３０年）第２１回	300,000,000	331,200,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２２回	600,000,000	674,436,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２３回	840,000,000	944,386,800	
		国庫債券　利付（３０年）第２４回	700,000,000	787,059,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２５回	500,000,000	551,290,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２６回	850,000,000	946,177,500	
		国庫債券　利付（３０年）第２７回	1,150,000,000	1,292,312,500	
		国庫債券　利付（３０年）第２８回	1,000,000,000	1,122,850,000	
		国庫債券　利付（３０年）第２９回	2,000,000,000	2,219,200,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３０回	2,500,000,000	2,735,150,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３１回	1,700,000,000	1,834,198,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３２回	4,000,000,000	4,357,520,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３３回	2,400,000,000	2,510,784,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３４回	4,500,000,000	4,815,720,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３５回	2,300,000,000	2,388,044,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３６回	3,500,000,000	3,622,605,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３７回	2,300,000,000	2,337,076,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３８回	1,600,000,000	1,596,720,000	
		国庫債券　利付（３０年）第３９回	1,400,000,000	1,415,442,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４０回	1,300,000,000	1,290,978,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４１回	2,000,000,000	1,949,760,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４２回	3,000,000,000	2,915,700,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４３回	1,000,000,000	969,570,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４４回	2,000,000,000	1,934,420,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４５回	3,500,000,000	3,262,385,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４６回	2,800,000,000	2,602,600,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４７回	1,700,000,000	1,604,919,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４８回	1,000,000,000	907,630,000	
		国庫債券　利付（３０年）第４９回	2,000,000,000	1,809,700,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５０回	2,400,000,000	1,916,256,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５２回	500,000,000	369,335,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５３回	1,700,000,000	1,278,927,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５４回	1,700,000,000	1,333,531,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５５回	1,500,000,000	1,171,590,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５６回	1,700,000,000	1,322,073,000	

		国庫債券　利付（３０年）第５７回	2,000,000,000	1,548,680,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５８回	3,000,000,000	2,313,030,000	
		国庫債券　利付（３０年）第５９回	3,000,000,000	2,247,330,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６０回	1,650,000,000	1,293,055,500	
		国庫債券　利付（３０年）第６１回	2,000,000,000	1,486,820,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６２回	3,000,000,000	2,107,380,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６３回	3,500,000,000	2,380,350,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６４回	4,000,000,000	2,706,080,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６５回	3,800,000,000	2,557,286,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６６回	5,500,000,000	3,673,560,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６７回	3,500,000,000	2,458,995,000	
		国庫債券　利付（３０年）第６８回	3,450,000,000	2,408,272,500	
		国庫債券　利付（３０年）第６９回	2,700,000,000	1,928,151,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７０回	2,610,000,000	1,852,317,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７１回	2,700,000,000	1,904,148,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７２回	2,500,000,000	1,754,775,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７３回	3,500,000,000	2,443,210,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７４回	4,000,000,000	3,022,080,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７５回	3,000,000,000	2,442,240,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７６回	3,000,000,000	2,497,080,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７７回	3,000,000,000	2,614,110,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７８回	2,800,000,000	2,315,880,000	
		国庫債券　利付（３０年）第７９回	1,500,000,000	1,174,110,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８０回	3,500,000,000	3,172,995,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８１回	5,600,000,000	4,827,088,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８２回	3,500,000,000	3,161,445,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８３回	9,000,000,000	8,881,020,000	
		国庫債券　利付（３０年）第８４回	4,500,000,000	4,337,460,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８５回	400,000,000	407,232,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８６回	1,700,000,000	1,734,646,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８７回	500,000,000	509,615,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８８回	1,100,000,000	1,126,389,000	
		国庫債券　利付（２０年）第８９回	470,000,000	480,622,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９０回	1,500,000,000	1,539,000,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９１回	250,000,000	256,912,500	
		国庫債券　利付（２０年）第９２回	650,000,000	667,927,000	

		国庫債券　利付（２０年）第９３回	2,300,000,000	2,366,355,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９４回	3,700,000,000	3,814,626,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９５回	1,500,000,000	1,558,740,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９６回	1,500,000,000	1,551,615,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９７回	1,500,000,000	1,560,240,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９８回	1,300,000,000	1,348,802,000	
		国庫債券　利付（２０年）第９９回	1,100,000,000	1,144,605,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１００回	820,000,000	858,146,400	
		国庫債券　利付（２０年）第１０１回	750,000,000	789,525,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０２回	1,500,000,000	1,584,150,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０３回	600,000,000	631,662,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０４回	400,000,000	418,444,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０５回	1,900,000,000	1,992,492,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０６回	400,000,000	420,900,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０７回	800,000,000	840,728,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０８回	1,000,000,000	1,043,310,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１０９回	900,000,000	940,599,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１０回	2,600,000,000	2,738,242,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１１回	500,000,000	529,935,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１２回	500,000,000	527,805,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１３回	500,000,000	528,980,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１５回	1,000,000,000	1,064,910,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１６回	1,100,000,000	1,174,833,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１７回	1,400,000,000	1,488,690,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１８回	1,100,000,000	1,166,638,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１１９回	800,000,000	839,960,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２０回	800,000,000	831,464,000	

		国庫債券　利付（２０年）第１２１回	1,900,000,000	2,008,870,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２２回	900,000,000	946,449,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２３回	2,000,000,000	2,141,320,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２４回	1,400,000,000	1,491,042,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２５回	1,800,000,000	1,942,200,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２６回	2,000,000,000	2,133,980,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２７回	1,200,000,000	1,273,368,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２８回	2,800,000,000	2,975,112,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１２９回	1,300,000,000	1,372,995,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３０回	2,200,000,000	2,326,654,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３１回	800,000,000	841,016,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３２回	1,300,000,000	1,367,223,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３３回	1,900,000,000	2,010,618,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３４回	1,900,000,000	2,012,290,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３５回	700,000,000	736,666,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３６回	700,000,000	731,724,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３７回	1,000,000,000	1,052,650,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３８回	800,000,000	830,744,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１３９回	1,000,000,000	1,045,720,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４０回	3,000,000,000	3,158,460,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４１回	2,600,000,000	2,737,436,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４２回	950,000,000	1,007,570,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４３回	2,300,000,000	2,403,178,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４４回	1,300,000,000	1,348,009,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４５回	3,300,000,000	3,473,811,000	

		国庫債券　利付（２０年）第１４６回	4,500,000,000	4,736,025,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４７回	5,500,000,000	5,739,470,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４８回	4,800,000,000	4,961,808,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１４９回	4,350,000,000	4,490,722,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１５０回	4,530,000,000	4,626,443,700	
		国庫債券　利付（２０年）第１５１回	5,000,000,000	5,004,400,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５２回	4,150,000,000	4,146,223,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１５３回	10,000,000,000	10,064,600,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５４回	4,820,000,000	4,792,767,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５５回	3,950,000,000	3,838,570,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１５６回	6,000,000,000	5,439,300,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５７回	3,500,000,000	3,083,710,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１５８回	1,970,000,000	1,790,434,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１５９回	3,510,000,000	3,215,089,800	
		国庫債券　利付（２０年）第１６０回	8,000,000,000	7,387,440,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６１回	3,000,000,000	2,724,600,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６２回	4,000,000,000	3,616,880,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６３回	5,500,000,000	4,951,155,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６４回	3,500,000,000	3,094,945,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６５回	4,000,000,000	3,519,960,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６６回	7,500,000,000	6,750,750,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６７回	12,000,000,000	10,450,320,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１６８回	2,000,000,000	1,707,180,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７０回	2,000,000,000	1,662,560,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７１回	900,000,000	743,904,000	

		国庫債券　利付（２０年）第１７２回	2,000,000,000	1,670,500,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７３回	7,000,000,000	5,814,130,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７４回	6,970,000,000	5,756,592,700	
		国庫債券　利付（２０年）第１７５回	7,800,000,000	6,513,468,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７６回	8,020,000,000	6,660,610,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１７７回	7,570,000,000	6,145,553,100	
		国庫債券　利付（２０年）第１７８回	6,950,000,000	5,711,301,500	
		国庫債券　利付（２０年）第１７９回	9,000,000,000	7,354,260,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８０回	6,500,000,000	5,574,725,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８１回	5,000,000,000	4,343,000,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８２回	4,000,000,000	3,581,520,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８３回	6,400,000,000	6,004,416,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８４回	2,500,000,000	2,223,975,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８５回	2,000,000,000	1,772,080,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８６回	8,000,000,000	7,564,320,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８７回	3,000,000,000	2,732,430,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８８回	6,000,000,000	5,735,040,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１８９回	10,500,000,000	10,522,365,000	
		国庫債券　利付（２０年）第１９０回	2,500,000,000	2,458,925,000	
		大韓民国円貨債券（２０２３）　第２回	100,000,000	99,268,000	
		大韓民国円貨債券（２０２３）　第３回	100,000,000	99,498,000	
		メキシコ合衆国　第６回円貨社債（２０２４）	100,000,000	99,302,000	
		メキシコ合衆国　第７回円貨社債（２０２４）	200,000,000	197,400,000	
		ポーランド共和国　第１６回円貨債券（２０２３）	100,000,000	99,353,000	
		ポーランド共和国　第１７回円貨債券（２０２３）	100,000,000	98,587,000	

		ポーランド共和国　第１９回円貨債券（２０２４）	100,000,000	99,787,000	
		ポーランド共和国　第２１回円貨債券（２０２４）	100,000,000	99,366,000	
		ハンガリー円貨債券（２０２０）第１回	100,000,000	97,823,000	
	小計	銘柄数：282 組入時価比率：84.0%	1,078,270,000,000	1,019,666,118,150 84.5%	
	合計			1,019,666,118,150	
地方債証券	日本円	東京都　公募第７６０回	100,000,000	98,876,000	
		東京都　公募第７６１回	100,000,000	98,925,000	
		東京都　公募第７６９回	500,000,000	493,380,000	
		東京都　公募第７７８回	100,000,000	97,987,000	
		東京都　公募第７８４回	200,000,000	195,694,000	
		東京都　公募第７９４回	100,000,000	96,290,000	
		東京都　公募第８００回	100,000,000	95,889,000	
		東京都　公募第８１３回	200,000,000	190,938,000	
		東京都　公募第８２２回	130,000,000	122,346,900	
		東京都　公募第８３０回	400,000,000	377,668,000	
		東京都　公募第８４３回	500,000,000	486,405,000	
		東京都　公募第８５０回	100,000,000	97,675,000	
		東京都　公募（３０年）第７回	100,000,000	110,926,000	
		東京都　公募第１０回	200,000,000	215,782,000	
		東京都　公募（３０年）第１３回	100,000,000	101,087,000	
		東京都　公募（３０年）第５回	300,000,000	207,540,000	
		東京都　公募（２０年）第１１回	100,000,000	103,133,000	
		東京都　公募（２０年）第１３回	100,000,000	103,904,000	
		東京都　公募（２０年）第１５回	100,000,000	105,300,000	
		東京都　公募（２０年）第１６回	200,000,000	208,710,000	
		東京都　公募（２０年）第１７回	200,000,000	209,316,000	
		東京都　公募（２０年）第２０回	280,000,000	294,851,200	
		東京都　公募第２３回	100,000,000	106,582,000	
		東京都　公募（２０年）第２６回	100,000,000	104,815,000	
		東京都　公募（２０年）第２８回	100,000,000	103,630,000	
		東京都　公募（２０年）第２９回	200,000,000	206,688,000	
		東京都　公募（２０年）第３０回	100,000,000	102,382,000	
		東京都　公募（２０年）第３２回	100,000,000	99,485,000	
		北海道　公募（２０年）平成２８年	100,000,000	88,773,000	

		度第３回			
		北海道　公募平成２９年度第５回	200,000,000	197,172,000	
		北海道　公募平成２９年度第７回	100,000,000	98,552,000	
		北海道　公募平成２９年度第９回	100,000,000	98,427,000	
		北海道　公募平成２９年度第１１回	100,000,000	89,374,000	
		北海道　公募平成３０年度第１５回	215,520,000	201,511,200	
		北海道　公募平成３０年度第１８回	200,000,000	193,984,000	
		北海道　公募令和２年度第４回	300,000,000	287,454,000	
		北海道　公募令和４年度第５回	100,000,000	94,314,000	
		北海道　公募令和５年度第２回	100,000,000	98,072,000	
		北海道　公募令和５年度第８回	100,000,000	97,690,000	
		北海道　公募令和５年度第１０回	300,000,000	291,666,000	
		宮城県　公募第３２回２号	100,000,000	98,958,000	
		神奈川県　公募第２３１回	200,000,000	196,724,000	
		神奈川県　公募第２４３回	200,000,000	191,730,000	
		神奈川県　公募第２４７回	339,150,000	324,224,008	
		神奈川県　公募第２５４回	180,000,000	169,682,400	
		神奈川県　公募第２５８回	100,000,000	94,520,000	
		神奈川県　公募（３０年）第３回	100,000,000	112,538,000	
		神奈川県　公募第７回	300,000,000	309,399,000	
		神奈川県　公募（２０年）第１３回	100,000,000	106,085,000	
		神奈川県　公募（２０年）第１４回	100,000,000	105,398,000	
		神奈川県　公募（２０年）第１７回	200,000,000	212,238,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２０回	100,000,000	104,581,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２１回	200,000,000	209,506,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２６回	200,000,000	204,156,000	
		神奈川県　公募（２０年）第２７回	100,000,000	101,140,000	
		神奈川県　公募（２０年）第３２回	100,000,000	86,800,000	
		神奈川県　公募（２０年）第４３回	100,000,000	82,325,000	
		神奈川県　公募（２０年）第４６回	100,000,000	80,020,000	
		神奈川県　公募（２０年）第４８回	100,000,000	81,410,000	
		大阪府　公募第４１７回	102,000,000	100,930,020	
		大阪府　公募第４２３回	100,000,000	98,489,000	
		大阪府　公募第４２９回	179,000,000	175,656,280	
		大阪府　公募第４５１回	130,000,000	124,502,300	
		大阪府　公募第４５２回	100,000,000	95,679,000	

		大阪府　公募第４５８回	140,000,000	133,541,800	
		大阪府　公募第４６７回	140,000,000	132,980,400	
		大阪府　公募第４６９回	150,000,000	141,882,000	
		大阪府　公募第４７９回	200,000,000	189,182,000	
		大阪府　公募第４８１回	100,000,000	94,933,000	
		大阪府　公募第４８９回	176,000,000	169,120,160	
		大阪府　公募第４９２回	156,000,000	153,218,520	
		大阪府　公募（２０年）第１回	100,000,000	105,734,000	
		大阪府　公募（２０年）第２回	100,000,000	106,084,000	
		大阪府　公募第５回	100,000,000	106,263,000	
		大阪府　公募第８回	100,000,000	105,339,000	
		大阪府　公募（２０年）第１２回	230,000,000	233,818,000	
		大阪府　公募（２０年）第１９回	100,000,000	82,296,000	
		大阪府　公募（２０年）第２０回	200,000,000	162,536,000	
		大阪府　公募（５年）第１８４回	400,000,000	395,992,000	
		大阪府　公募（５年）第１８７回	144,000,000	142,246,080	
		大阪府　公募（５年）第１９０回	200,000,000	197,152,000	
		京都府　公募（２０年）平成２０年度第２回	200,000,000	210,142,000	
		京都府　公募平成２６年度第５回	100,000,000	101,787,000	
		京都府　公募（２０年）平成２７年度第５回	200,000,000	197,608,000	
		京都府　公募（１５年）平成２７年度第８回	100,000,000	98,970,000	
		京都府　公募（１５年）平成２８年度第２回	200,000,000	190,592,000	
		京都府　公募（２０年）平成２８年度第５回	200,000,000	176,320,000	
		京都府　公募平成２９年度第４回	100,000,000	98,624,000	
		京都府　公募令和元年度第５回	100,000,000	80,914,000	
		京都府　公募令和３年度第５回	100,000,000	79,553,000	
		兵庫県　公募平成２９年度第２２回	100,000,000	98,197,000	
		兵庫県　公募令和３年度第５回	100,000,000	94,282,000	
		兵庫県　公募（１０年）令和５年度第２回	100,000,000	96,544,000	
		兵庫県　公募（３０年）第２回	200,000,000	216,634,000	
		兵庫県　公募（１５年）第１回	300,000,000	304,296,000	
		兵庫県　公募（１５年）第３回	200,000,000	202,876,000	
		兵庫県　公募（１５年）第８回	500,000,000	503,860,000	

		兵庫県　公募（１５年）第１１回	100,000,000	98,774,000	
		兵庫県　公募第２回	100,000,000	104,177,000	
		兵庫県　公募第９回	100,000,000	106,188,000	
		兵庫県　公募（２０年）第１１回	200,000,000	209,522,000	
		兵庫県　公募（２０年）第１４回	100,000,000	104,673,000	
		兵庫県　公募（２０年）第１９回	100,000,000	103,254,000	
		兵庫県　公募（２０年）第２１回	100,000,000	102,713,000	
		兵庫県　公募（２０年）第２２回	100,000,000	101,197,000	
		兵庫県　公募（２０年）第４１回	100,000,000	82,026,000	
		兵庫県　公募（２０年）第４３回	100,000,000	83,950,000	
		静岡県　公募平成２７年度第１１回	115,400,000	114,687,982	
		静岡県　公募平成２８年度第２回	300,000,000	298,044,000	
		静岡県　公募平成２９年度第３回	100,000,000	98,746,000	
		静岡県　公募（３１年）第１回	174,000,000	168,311,940	
		静岡県　公募（５年）令和３年度第２回	100,000,000	99,268,000	
		静岡県　公募（５年）令和３年度第５回	300,000,000	297,084,000	
		静岡県　公募（１５年）第２回	300,000,000	304,617,000	
		静岡県　公募（１５年）第５回	200,000,000	201,646,000	
		静岡県　公募（１５年）第９回	100,000,000	98,786,000	
		静岡県　公募（３０年）第１５回	100,000,000	68,989,000	
		静岡県　公募（２０年）第１１回	100,000,000	104,880,000	
		静岡県　公募（２０年）第１４回	200,000,000	209,576,000	
		静岡県　公募（２０年）第１８回	200,000,000	204,024,000	
		静岡県　公募（２０年）第２３回	100,000,000	90,109,000	
		静岡県　公募（２０年）第２９回	200,000,000	165,082,000	
		静岡県　公募（２０年）第３０回	200,000,000	164,268,000	
		愛知県　公募（２０年）平成１９年度第２回	100,000,000	103,926,000	
		愛知県　公募平成２０年度第８回	100,000,000	104,469,000	
		愛知県　公募（２０年）平成２２年度第８回	200,000,000	210,196,000	
		愛知県　公募（１５年）平成２３年度第１３回	100,000,000	101,412,000	
		愛知県　公募（２０年）平成２４年度第４回	100,000,000	104,440,000	
		愛知県　公募（１５年）平成２４年度第１４回	400,000,000	406,048,000	
		愛知県　公募平成２４年度第１７回	100,000,000	105,471,000	

		愛知県　公募（３０年）平成２５年度第８回	120,000,000	121,672,800	
		愛知県　公募（２０年）平成２５年度第１７回	400,000,000	414,284,000	
		愛知県　公募（２０年）平成２６年度第４回	100,000,000	102,734,000	
		愛知県　公募平成２６年度第８回	100,000,000	97,212,000	
		愛知県　公募平成２６年度第１３回	200,000,000	201,448,000	
		愛知県　公募（１５年）平成２７年度第２回	300,000,000	296,679,000	
		愛知県　公募（３０年）平成２７年度第８回	100,000,000	92,172,000	
		愛知県　公募平成２９年度第８回	100,000,000	98,526,000	
		愛知県　公募平成２９年度第９回	100,000,000	98,360,000	
		愛知県　公募平成３０年度第７回	200,000,000	195,414,000	
		愛知県　公募令和２年度第１３回	200,000,000	163,692,000	
		愛知県　公募令和３年度第１０回	200,000,000	197,486,000	
		広島県　公募平成２９年度第３回	100,000,000	98,341,000	
		広島県　公募平成２９年度第４回	211,300,000	207,948,782	
		広島県　公募令和２年度第２回	100,000,000	95,768,000	
		広島県　公募令和２年度第７回	300,000,000	286,239,000	
		広島県　公募令和５年度第４回	140,000,000	137,607,400	
		広島県　公募（２０年）令和２年度第１回	100,000,000	81,125,000	
		広島県　公募（２０年）令和２年度第２回	100,000,000	82,312,000	
		広島県　公募（２０年）令和３年度第２回	100,000,000	79,780,000	
		埼玉県　公募平成２７年度第９回	100,000,000	99,557,000	
		埼玉県　公募平成２８年度第５回	100,000,000	99,004,000	
		埼玉県　公募平成３０年度第４回	200,000,000	195,766,000	
		埼玉県　公募令和元年度第４回	100,000,000	96,312,000	
		埼玉県　公募令和２年度第４回	300,000,000	287,199,000	
		埼玉県　公募令和３年度第３回	100,000,000	94,786,000	
		埼玉県　公募令和５年度第４回	100,000,000	96,743,000	
		埼玉県　公募（１５年）第１回	200,000,000	200,112,000	
		埼玉県　公募（１５年）第２回	200,000,000	199,066,000	
		埼玉県　公募（１５年）第３回	100,000,000	95,927,000	
		埼玉県　公募（２５年）第２回	200,000,000	166,898,000	
		埼玉県　公募（３０年）第９回	200,000,000	152,462,000	

		埼玉県　公募（３０年）第１１回	100,000,000	67,661,000	
		埼玉県　公募（１５年）第７回	200,000,000	180,164,000	
		埼玉県　公募（１５年）第８回	200,000,000	178,292,000	
		埼玉県　公募（２０年）第６回	100,000,000	105,071,000	
		埼玉県　公募（２０年）第１３回	100,000,000	103,690,000	
		埼玉県　公募（２０年）第１６回	200,000,000	197,352,000	
		埼玉県　公募（２０年）第１９回	200,000,000	179,558,000	
		埼玉県　公募（２０年）第２０回	100,000,000	90,309,000	
		埼玉県　公募（２０年）第２６回	100,000,000	81,770,000	
		埼玉県　公募（２０年）第２７回	100,000,000	81,582,000	
		福岡県　公募平成２９年度第１回	100,000,000	98,644,000	
		福岡県　公募平成２３年度第１回	100,000,000	101,372,000	
		福岡県　公募（１５年）平成２７年度第１回	200,000,000	197,942,000	
		福岡県　公募（１５年）令和元年度第１回	300,000,000	273,834,000	
		福岡県　公募（１５年）令和元年度第２回	200,000,000	181,062,000	
		福岡県　公募（３０年）平成１９年度第１回	100,000,000	112,614,000	
		福岡県　公募（３０年）平成２６年度第１回	100,000,000	97,393,000	
		福岡県　公募（３０年・定時償還）平成２９年度第２回	100,000,000	78,139,000	
		福岡県　公募（３０年・定時償還）令和元年度第３回	100,000,000	66,979,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２０年度第１回	300,000,000	314,949,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２０年度第２回	100,000,000	104,506,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２２年度第１回	300,000,000	313,191,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２２年度第２回	300,000,000	320,130,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２４年度第２回	100,000,000	104,062,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２６年度第１回	100,000,000	102,697,000	
		福岡県　公募（２０年）平成２９年度第１回	100,000,000	90,238,000	
		福岡県　公募（２０年・定時償還）令和３年度第１回	200,000,000	160,528,000	
		千葉県　公募平成２８年度第４回	200,000,000	197,858,000	
		千葉県　公募平成２９年度第４回	100,000,000	98,345,000	

		千葉県　公募平成２９年度第８回	100,000,000	98,083,000	
		千葉県　公募令和元年度第６回	300,000,000	288,120,000	
		千葉県　公募令和３年度第２回	200,000,000	198,198,000	
		千葉県　公募令和４年度第４回	100,000,000	94,757,000	
		千葉県　公募令和５年度第９回	200,000,000	193,112,000	
		千葉県　公募令和６年度第４回	172,010,000	170,759,487	
		千葉県　公募（２０年）第８回	100,000,000	106,244,000	
		千葉県　公募（２０年）第１３回	200,000,000	209,004,000	
		千葉県　公募（２０年）第１６回	300,000,000	308,721,000	
		千葉県　公募（２０年）第１７回	100,000,000	101,148,000	
		千葉県　公募（２０年）第２０回	100,000,000	89,748,000	
		千葉県　公募（２０年）第２５回	100,000,000	88,828,000	
		千葉県　公募（２０年）第２８回	300,000,000	243,408,000	
		新潟県　公募平成３０年度第２回	200,000,000	195,402,000	
		新潟県　公募令和２年度第１回	100,000,000	82,097,000	
		新潟県　公募令和２年度第２回	120,000,000	114,320,400	
		長野県　公募令和３年度第１回	300,000,000	285,573,000	
		長野県　公募令和３年度第５回	100,000,000	98,576,000	
		茨城県　公募令和３年度第３回	200,000,000	197,740,000	
		茨城県　公募令和５年度第１回	100,000,000	96,283,000	
		茨城県　公募令和５年度第２回	200,000,000	196,542,000	
		群馬県　公募第２２回	100,000,000	95,530,000	
		群馬県　公募（５年）第１３回	300,000,000	296,673,000	
		群馬県　公募（２０年）第３回	100,000,000	104,425,000	
		群馬県　公募（２０年）第１１回	100,000,000	82,178,000	
		大分県　公募令和５年度第１回	100,000,000	97,690,000	
		共同発行市場地方債　公募第１５６回	200,000,000	198,726,000	
		共同発行市場地方債　公募第１５７回	300,000,000	297,816,000	
		共同発行市場地方債　公募第１６１回	300,000,000	296,871,000	
		共同発行市場地方債　公募第１７２回	600,000,000	591,960,000	
		共同発行市場地方債　公募第１８４回	100,000,000	97,716,000	
		共同発行市場地方債　公募第１８６回	400,000,000	391,300,000	
		共同発行市場地方債　公募第１８８回	300,000,000	293,184,000	

		共同発行市場地方債　公募第１９０回	610,000,000	592,621,100	
		共同発行市場地方債　公募第１９１回	100,000,000	96,980,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９４回	300,000,000	289,851,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９６回	400,000,000	384,908,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９７回	300,000,000	288,399,000	
		共同発行市場地方債　公募第１９８回	110,000,000	105,590,100	
		共同発行市場地方債　公募第２００回	100,000,000	95,920,000	
		共同発行市場地方債　公募第２０４回	200,000,000	190,876,000	
		共同発行市場地方債　公募第２０５回	100,000,000	95,792,000	
		共同発行市場地方債　公募第２０６回	300,000,000	287,136,000	
		共同発行市場地方債　公募第２１３回	300,000,000	285,390,000	
		共同発行市場地方債　公募第２１５回	400,000,000	380,236,000	
		共同発行市場地方債　公募第２２８回	300,000,000	282,597,000	
		共同発行市場地方債　公募第２２９回	250,000,000	236,952,500	
		共同発行市場地方債　公募第２３４回	300,000,000	284,166,000	
		共同発行市場地方債　公募第２３９回	100,000,000	97,074,000	
		共同発行市場地方債　公募第２４８回	100,000,000	98,059,000	
		共同発行市場地方債　公募第２５６回	500,000,000	496,155,000	
		共同発行市場地方債　公募第２５７回	500,000,000	486,435,000	
		共同発行市場地方債　公募第２５８回	200,000,000	195,568,000	
		共同発行市場地方債　公募第２５９回	215,400,000	210,432,876	
		堺市　公募平成２２年度第１回	100,000,000	105,663,000	
		堺市　公募平成２６年度第１回	100,000,000	94,529,000	
		堺市　公募第３回	100,000,000	93,974,000	
		堺市　公募令和５年度第２回	200,000,000	194,738,000	
		長崎県　公募令和元年度第３回	100,000,000	96,290,000	
		長崎県　公募令和４年度第３回	100,000,000	95,059,000	

		島根県　公募（３０年）平成２９年度第１回	100,000,000	78,471,000	
		佐賀県　公募平成２８年度第１回	100,000,000	98,779,000	
		福島県　公募令和３年度第２回	300,000,000	295,611,000	
		熊本県　公募平成２８年度第２回	132,000,000	130,431,840	
		熊本市　公募平成２９年度第１回	100,000,000	98,321,000	
		新潟市　公募平成２９年度第１回	100,000,000	98,327,000	
		新潟市　公募令和５年度第１回	200,000,000	194,450,000	
		奈良県　公募令和３年度第２回	100,000,000	81,407,000	
		静岡市　公募令和５年度第１回	100,000,000	98,291,000	
		大阪市　公募令和２年度第２回	300,000,000	287,148,000	
		大阪市　公募令和３年度第２回	300,000,000	284,742,000	
		大阪市　公募（１５年）第１回	100,000,000	101,552,000	
		大阪市　公募（１５年）第２回	200,000,000	203,202,000	
		大阪市　公募（２０年）第１回	300,000,000	312,660,000	
		大阪市　公募（２０年）第５回	100,000,000	105,838,000	
		大阪市　公募（２０年）第６回	100,000,000	105,132,000	
		大阪市　公募（２０年）第１７回	200,000,000	209,352,000	
		大阪市　公募（２０年）第１９回	100,000,000	98,222,000	
		大阪市　公募（２０年）第２６回	100,000,000	89,680,000	
		名古屋市　公募第５０１回	200,000,000	196,806,000	
		名古屋市　公募第５０３回	100,000,000	98,098,000	
		名古屋市　公募第５０４回	200,000,000	195,786,000	
		名古屋市　公募第５１１回	200,000,000	191,114,000	
		名古屋市　公募第５１２回	300,000,000	287,259,000	
		名古屋市　公募（１５年）第２回	100,000,000	99,850,000	
		名古屋市　公募（５年）第３０回	200,000,000	197,180,000	
		名古屋市　公募（３０年）第１３回	100,000,000	79,166,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１５回	100,000,000	104,532,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１７回	200,000,000	197,516,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１８回	100,000,000	97,643,000	
		名古屋市　公募（２０年）第１９回	100,000,000	88,571,000	
		名古屋市　公募（２０年）第２１回	100,000,000	87,943,000	
		京都市　公募平成２９年度第１回	100,000,000	98,561,000	
		京都市　公募平成２９年度第４回	101,280,000	99,572,419	
		京都市　公募平成３０年度第１回	101,090,000	98,948,913	

		京都市　公募（２０年）第５回	200,000,000	206,100,000	
		京都市　公募（２０年）第６回	100,000,000	104,203,000	
		京都市　公募（２０年）第１３回	100,000,000	100,648,000	
		京都市　公募（２０年）第１５回	200,000,000	178,364,000	
		京都市　公募（２０年）第１９回	100,000,000	81,728,000	
		神戸市　公募（２０年）平成２０年度第２４回	100,000,000	104,640,000	
		神戸市　公募（２０年）平成２５年度第３回	100,000,000	105,404,000	
		神戸市　公募平成２５年度第１２回	100,000,000	102,703,000	
		神戸市　公募（２０年）平成２６年度第３回	200,000,000	204,180,000	
		神戸市　公募平成２８年度第１回	200,000,000	198,576,000	
		神戸市　公募平成３０年度第２回	200,000,000	152,462,000	
		神戸市　公募令和元年度第６回	100,000,000	80,731,000	
		神戸市　公募令和３年度第６回	100,000,000	68,988,000	
		横浜市　公募平成２８年度第５回	300,000,000	296,769,000	
		横浜市　公募平成２９年度第３回	100,000,000	98,604,000	
		横浜市　公募２０１９年度第３回	200,000,000	191,852,000	
		横浜市　公募（３０年）第２回	200,000,000	222,240,000	
		横浜市　公募（２０年）第１１回	100,000,000	102,749,000	
		横浜市　公募（２０年）第１８回	100,000,000	105,539,000	
		横浜市　公募（２０年）第２６回	100,000,000	105,100,000	
		横浜市　公募（２０年）第３０回	100,000,000	100,917,000	
		横浜市　公募（２０年）第３２回	100,000,000	97,742,000	
		横浜市　公募（２０年）第３５回	100,000,000	89,072,000	
		横浜市　公募（２０年）第４０回	200,000,000	175,916,000	
		札幌市　公募（２０年）平成２３年度第３回	100,000,000	105,940,000	
		札幌市　公募（１５年）平成２３年度第９回	200,000,000	203,018,000	
		札幌市　公募（２０年）平成２４年度第１回	100,000,000	105,166,000	
		札幌市　公募（２０年）平成２４年度第１１回	200,000,000	210,410,000	
		札幌市　公募（２０年）平成２８年度第４回	100,000,000	88,908,000	
		札幌市　公募（３０年）令和元年度第９回	100,000,000	66,995,000	
		札幌市　公募（２０年）令和２年度第５回	100,000,000	81,935,000	

		札幌市　公募（５年）令和３年度第８回	100,000,000	94,203,000	
		札幌市　公募（５年）令和４年度第４回	100,000,000	95,296,000	
		札幌市　公募（２０年）第６回	200,000,000	211,464,000	
		川崎市　公募第９５回	160,000,000	153,600,000	
		川崎市　公募（２０年）第１４回	200,000,000	210,344,000	
		川崎市　公募（２０年）第１７回	100,000,000	103,131,000	
		川崎市　公募（２０年）第１８回	100,000,000	102,857,000	
		川崎市　公募（２０年）第１９回	100,000,000	100,830,000	
		川崎市　公募（２０年）第２０回	100,000,000	98,232,000	
		川崎市　公募（２０年）第２２回	100,000,000	89,233,000	
		川崎市　公募（２０年）第２４回	100,000,000	91,034,000	
		川崎市　公募（３０年）第１１回	100,000,000	75,707,000	
		川崎市　公募（５年）第６２回	200,000,000	197,866,000	
		川崎市　公募（５年）第６６回	230,000,000	226,161,300	
		川崎市　公募（５年）第６７回	100,000,000	98,444,000	
		北九州市　公募（１０年）令和２年度第２回	200,000,000	190,264,000	
		北九州市　公募（１０年）令和５年度第２回	200,000,000	194,528,000	
		北九州市　公募（２０年）第３回	200,000,000	208,178,000	
		北九州市　公募（２０年）第１４回	100,000,000	104,732,000	
		北九州市　公募（２０年）第１７回	100,000,000	102,560,000	
		福岡市　公募（２０年）平成２１年度第３回	200,000,000	211,044,000	
		福岡市　公募（２０年）平成２３年度第４回	100,000,000	105,623,000	
		福岡市　公募平成２６年度第２回	100,000,000	102,188,000	
		福岡市　公募（５年）２０１９年度第１１回	100,000,000	65,703,000	
		福岡市　公募（２０年）２０２０年度第７回	200,000,000	164,052,000	
		福岡市　公募（２０年）２０２１年度第４回	200,000,000	159,168,000	
		福岡市　公募（２０年）２０２１年度第６回	100,000,000	80,308,000	
		広島市　公募（１０年）平成３０年度第６回	241,000,000	233,779,640	
		広島市　公募（１０年）令和３年度第６回	100,000,000	94,576,000	
		広島市　公募（１０年）令和５年度第５回	100,000,000	97,225,000	

		さいたま市　公募第２１回	320,100,000	311,217,225	
		相模原市　公募令和２年度第１回	100,000,000	95,438,000	
		相模原市　公募令和５年度第１回	100,000,000	97,754,000	
		三重県　公募平成２８年度第１回	155,000,000	153,274,850	
		三重県　公募令和５年度第３回	200,000,000	194,450,000	
		福井県　公募平成２７年度第４回	200,000,000	198,534,000	
		福井県　公募令和元年度第３回	200,000,000	191,798,000	
		福井県　公募令和４年度第５回	100,000,000	94,749,000	
		徳島県　公募平成２９年度第２回	200,000,000	196,642,000	
		徳島県　公募平成３０年度第２回	300,000,000	293,166,000	
		山梨県　公募令和元年度第１回	100,000,000	95,897,000	
		岡山県　公募平成２８年度第２回	168,900,000	166,878,267	
		岡山県　公募令和２年度第３回	300,000,000	286,344,000	
		岡山県　公募令和３年度第１回	100,000,000	94,289,000	
		秋田県　公募令和３年度第１回	116,600,000	110,107,712	
		神奈川県住宅供給公社債券　第４回	100,000,000	97,778,000	
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券　第１９回	100,000,000	80,057,000	
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券　第２２回	100,000,000	80,417,000	
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券　第２７回	100,000,000	87,531,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第９６回	100,000,000	105,028,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第１０２回	300,000,000	317,259,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第１２８回	100,000,000	96,039,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券　第１４８回	100,000,000	88,358,000	
		福岡北九州高速道路債券　第１１７回	100,000,000	104,727,000	
		福岡北九州高速道路債券　第１３６回	100,000,000	98,644,000	
		福岡北九州高速道路債券　第１４５回	100,000,000	88,591,000	
		東京都住宅供給公社債券　第１９回	300,000,000	304,062,000	
		東京都住宅供給公社債券　第２３回	100,000,000	97,526,000	
	小計	銘柄数：375 組入時価比率：4.9%	61,655,750,000	59,755,295,801 4.9%	
	合計			59,755,295,801	
特殊債券	日本円	新関西国際空港債券　政府保証第５	117,000,000	115,550,370	

		回			
		新関西国際空港社債　財投機関債第６回	300,000,000	305,079,000	
		新関西国際空港社債　財投機関債第９回	100,000,000	100,908,000	
		新関西国際空港社債　財投機関債第１２回	100,000,000	100,053,000	
		新関西国際空港社債　財投機関債第１４回	100,000,000	98,861,000	
		新関西国際空港社債　財投機関債第２８回	100,000,000	94,618,000	
		第２回国立大学法人東京大学	100,000,000	56,398,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第４７回	100,000,000	100,187,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第６６回	400,000,000	396,932,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第７８回	200,000,000	197,440,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第８２回	100,000,000	98,664,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第８６回	300,000,000	295,191,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第９６回	200,000,000	195,284,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１０１回	300,000,000	293,451,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１０９回	200,000,000	116,904,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１３７回	400,000,000	396,936,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１３８回	400,000,000	379,188,000	
		日本政策投資銀行社債　財投機関債第１５７回	200,000,000	126,158,000	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第３７回	400,000,000	395,316,000	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第４１回	333,000,000	327,362,310	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第４２回	420,000,000	412,843,200	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第５５回	300,000,000	290,778,000	
		日本政策投資銀行社債　政府保証第６２回	200,000,000	190,710,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１回	400,000,000	456,476,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第４回	100,000,000	111,479,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第８回	300,000,000	306,084,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１７回	100,000,000	102,589,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２３回	500,000,000	519,385,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２６回	100,000,000	112,190,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第３３回	200,000,000	223,924,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第３９回	300,000,000	315,873,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第４３回	300,000,000	256,836,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第４６回	400,000,000	432,840,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第４７回	100,000,000	106,021,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第５５回	100,000,000	105,898,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第８９回	100,000,000	104,115,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第９５回	200,000,000	209,050,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１０３回	350,000,000	363,419,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１０５回	600,000,000	630,750,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１２６回	100,000,000	100,268,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１４５回	300,000,000	273,228,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１４９回	100,000,000	91,997,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５１回	100,000,000	98,350,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５２回	100,000,000	92,370,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５５回	100,000,000	98,962,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１５７回	100,000,000	99,108,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１６０回	200,000,000	197,128,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１６３回	100,000,000	97,715,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１６４回	100,000,000	97,226,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１７３回	200,000,000	117,706,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１８８回	100,000,000	88,732,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第１９８回	100,000,000	66,649,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２０４回	200,000,000	129,714,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２３０回	100,000,000	54,356,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　財投機関債第２６０回	200,000,000	135,516,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９０回	100,000,000	105,517,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９２回	200,000,000	211,156,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９７回	200,000,000	211,428,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第９９回	200,000,000	212,578,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１０６回	200,000,000	212,072,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１１１回	100,000,000	105,667,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１１４回	200,000,000	210,410,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１２３回	100,000,000	104,644,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１２７回	300,000,000	318,510,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１４６回	100,000,000	105,282,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６４回	100,000,000	104,520,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６５回	100,000,000	99,587,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６７回	100,000,000	104,459,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１６９回	300,000,000	312,645,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１７２回	300,000,000	302,121,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１７６回	200,000,000	208,470,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１８１回	100,000,000	104,355,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第１８３回	100,000,000	104,852,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２１４回	100,000,000	102,405,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２１６回	100,000,000	102,445,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２１７回	100,000,000	96,376,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２２４回	100,000,000	95,927,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２２６回	100,000,000	101,326,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２２８回	100,000,000	101,301,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２３３回	100,000,000	100,440,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２３７回	100,000,000	97,116,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２３９回	500,000,000	493,735,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２４５回	500,000,000	490,215,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２４６回	200,000,000	197,778,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２５５回	100,000,000	98,891,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２５９回	100,000,000	97,879,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２７１回	151,000,000	149,944,510	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２７８回	100,000,000	88,003,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２９６回	200,000,000	179,960,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第２９７回	100,000,000	98,805,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３０６回	403,000,000	397,998,770	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３１４回	300,000,000	270,438,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３１５回	100,000,000	98,560,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３２１回	600,000,000	591,072,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３２４回	100,000,000	98,281,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３３５回	100,000,000	76,868,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３３９回	500,000,000	491,200,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３４２回	131,000,000	128,408,820	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５０回	100,000,000	75,208,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５１回	100,000,000	97,807,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５４回	200,000,000	195,338,000	

		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５７回	100,000,000	97,874,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３５８回	300,000,000	265,383,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３７７回	200,000,000	119,426,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３８６回	300,000,000	160,530,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３８８回	100,000,000	65,954,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３９１回	113,000,000	108,408,810	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第３９８回	100,000,000	66,400,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４０２回	200,000,000	103,128,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４０３回	202,000,000	192,562,560	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４１５回	300,000,000	242,628,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４３５回	100,000,000	91,509,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４３６回	500,000,000	452,050,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４４９回	500,000,000	490,690,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４５３回	200,000,000	194,944,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４６３回	500,000,000	469,170,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４７３回	200,000,000	194,466,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４７５回	200,000,000	191,610,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構債券　政府保証債第４７９回	500,000,000	490,695,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継　財投機関債第９回	100,000,000	112,206,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継　財投機関債第２８回	500,000,000	565,130,000	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継　財投機関債第３３回	100,000,000	113,779,000	
		公営企業債券　３０年第４回財投機関債	400,000,000	458,212,000	
		地方公営企業等金融機構債券（２０年）　第１回	100,000,000	104,444,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第１回	300,000,000	316,932,000	
		地方公共団体金融機構債券　２０年第４回	100,000,000	105,435,000	

		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１６回	100,000,000	102,441,000	
		地方公共団体金融機構債券　２０年第６回	300,000,000	318,738,000	
		地方公共団体金融機構債券　２０年第７回	400,000,000	424,440,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第１０回	300,000,000	312,048,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第１９回	200,000,000	210,146,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第２０回	100,000,000	104,851,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ９６回	300,000,000	304,548,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１２２回	100,000,000	101,446,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１２４回	100,000,000	101,437,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第２４回	200,000,000	208,300,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１４３回	300,000,000	304,116,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１４７回	100,000,000	101,063,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ１６０回	100,000,000	100,608,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第２９回	100,000,000	104,262,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３２回	100,000,000	103,317,000	
		地方公共団体金融機構債券（１５年）　第２回	200,000,000	201,908,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３７回	200,000,000	204,282,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３８回	300,000,000	304,863,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ２４０回	300,000,000	301,008,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ２４３回	300,000,000	303,528,000	
		地方公共団体金融機構債券　Ｆ２４８回	100,000,000	100,130,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第３９回	200,000,000	201,882,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第４０回	100,000,000	100,483,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第４３回	100,000,000	97,945,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第４４回	200,000,000	198,064,000	

		地方公共団体金融機構債券　Ｆ３０８回	200,000,000	192,072,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第８３回	116,000,000	115,145,080	
		地方公共団体金融機構債券　第８４回	100,000,000	99,161,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第８５回	100,000,000	99,104,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第５２回	100,000,000	87,410,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第５３回	200,000,000	172,250,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第９１回	300,000,000	296,487,000	
		地方公共団体金融機構債券（２０年）　第５８回	100,000,000	90,806,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第９５回	137,000,000	135,251,880	
		地方公共団体金融機構債券　第９５回	200,000,000	197,304,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第９７回	300,000,000	295,758,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第９８回	122,000,000	120,301,760	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１００回	108,000,000	106,167,240	
		地方公共団体金融機構債券　第１０１回	400,000,000	393,604,000	
		地方公共団体金融機構債券　第６回	200,000,000	150,138,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１０８回	157,000,000	153,718,700	
		地方公共団体金融機構債券　第６７回	100,000,000	86,912,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１１０回	100,000,000	97,642,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１１３回	110,000,000	107,583,300	
		地方公共団体金融機構債券　第１回	200,000,000	120,614,000	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１１９回	116,000,000	112,049,040	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１２０回	103,000,000	99,053,040	
		政保　地方公共団体金融機構債券第１２１回	100,000,000	95,880,000	
		地方公共団体金融機構債券　２回	100,000,000	53,867,000	
		地方公共団体金融機構債券　１２回	200,000,000	138,416,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１４回	100,000,000	68,008,000	

		地方公共団体金融機構債券　第１５２回	100,000,000	94,083,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１６６回	200,000,000	193,372,000	
		地方公共団体金融機構債券　第１７１回	100,000,000	96,599,000	
		公営企業債券（２０年）　第１９回財投機関債	100,000,000	102,991,000	
		公営企業債券（２０年）　第２０回財投機関債	100,000,000	103,129,000	
		公営企業債券（２０年）　第２３回財投機関債	200,000,000	207,802,000	
		公営企業債券（２０年）　第２４回財投機関債	100,000,000	104,584,000	
		公営企業債券（２０年）　第２５回財投機関債	100,000,000	105,473,000	
		首都高速道路　第２８回	200,000,000	197,540,000	
		首都高速道路　第３３回	300,000,000	295,053,000	
		阪神高速道路　第２５回	100,000,000	99,222,000	
		日本政策金融公庫債券　政府保証第４７回	100,000,000	98,291,000	
		日本政策金融公庫債券　政府保証第５５回	108,000,000	104,696,280	
		日本政策金融公庫債券　政府保証第６３回	270,000,000	256,410,900	
		都市再生債券　財投機関債第９３回	100,000,000	100,559,000	
		都市再生債券　財投機関債第９７回	100,000,000	100,143,000	
		都市再生債券　財投機関債第１０１回	100,000,000	99,713,000	
		都市再生債券　財投機関債第１０９回	100,000,000	99,421,000	
		都市再生債券　財投機関債第１１３回	300,000,000	297,048,000	
		都市再生債券　財投機関債第１２１回	200,000,000	193,338,000	
		都市再生債券　財投機関債第１２７回	200,000,000	197,688,000	
		都市再生債券　財投機関債第１４１回	100,000,000	88,172,000	
		都市再生債券　財投機関債第１５５回	100,000,000	59,564,000	
		都市再生債券　財投機関債第１６６回	100,000,000	57,166,000	
		都市再生債券　財投機関債第１６９回	100,000,000	58,405,000	
		都市再生債券　財投機関債第１７０回	100,000,000	80,398,000	
		都市再生債券　財投機関債第１９１	100,000,000	77,832,000	

		回			
		民間都市開発推進機構　政府保証第１７回	400,000,000	398,004,000	
		民間都市開発推進機構　政府保証第２０回	113,600,000	111,357,536	
		民間都市開発推進機構　政府保証第２２回	200,000,000	161,146,000	
		福祉医療機構債券　第５０回財投機関債	300,000,000	295,713,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第３回	400,000,000	412,480,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第６回	200,000,000	207,842,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第４９回	100,000,000	105,662,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第５９回	100,000,000	105,111,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第７５回	100,000,000	106,151,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第７７回	900,000,000	912,699,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第７８回	100,000,000	106,160,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第８１回	100,000,000	105,407,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第８５回	200,000,000	209,826,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第９０回	200,000,000	203,028,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第９４回	100,000,000	105,252,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１１回	100,000,000	101,403,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１２回	100,000,000	104,272,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１５回	100,000,000	104,788,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１１９回	100,000,000	101,578,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１２０回	100,000,000	104,989,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１２３回	300,000,000	314,166,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１２８回	100,000,000	104,578,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１３２回	200,000,000	201,424,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１３４回	100,000,000	101,409,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債	200,000,000	202,884,000	

		第１３７回			
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１４３回	100,000,000	101,040,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１６２回	100,000,000	98,953,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１８８回	300,000,000	297,465,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１９５回	100,000,000	88,435,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第１９８回	300,000,000	296,361,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２０３回	100,000,000	98,790,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２０８回	200,000,000	197,256,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２１３回	100,000,000	98,629,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２２２回	200,000,000	196,514,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２２３回	100,000,000	94,297,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２２７回	100,000,000	98,260,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２４４回	130,000,000	127,181,600	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第２７７回	100,000,000	67,865,000	
		住宅金融支援機構債券　財投機関債第３０６回	200,000,000	177,876,000	
		住宅金融支援機構債券　政府保証第２７回	200,000,000	193,564,000	
		住宅金融支援機構債券　政府保証第２９回	200,000,000	193,864,000	
		成田国際空港　第１９回	100,000,000	99,511,000	
		成田国際空港　第３９回	300,000,000	267,099,000	
		商工債券　利付第８５２回い号	100,000,000	99,084,000	
		商工債券　利付第８５４回い号	400,000,000	395,372,000	
		商工債券　利付第８５６回い号	200,000,000	197,416,000	
		商工債券　利付第８６２回い号	100,000,000	98,420,000	
		商工債券　利付第８６８回い号	100,000,000	98,164,000	
		商工債券　利付第８７１回い号	100,000,000	98,203,000	
		商工債券　利付第８７２回い号	100,000,000	98,316,000	
		商工債券　利付第８７６回い号	400,000,000	392,180,000	
		商工債券　利付第８７８回い号	200,000,000	195,664,000	
		商工債券　利付第８７９回い号	400,000,000	391,764,000	

		商工債券　利付第８８３回い号	200,000,000	196,418,000	
		商工債券　利付第８８５回い号	300,000,000	294,459,000	
		しんきん中金債券　利付第３７７回	100,000,000	99,136,000	
		しんきん中金債券　利付第３７９回	400,000,000	395,924,000	
		しんきん中金債券　利付第３８０回	100,000,000	98,887,000	
		しんきん中金債券　利付第３８７回	100,000,000	98,471,000	
		しんきん中金債券　利付第４００回	100,000,000	98,422,000	
		しんきん中金債券　利付第４０１回	300,000,000	294,906,000	
		しんきん中金債券　利付第４０２回	100,000,000	98,036,000	
		しんきん中金債券　利付第４０３回	100,000,000	97,836,000	
		しんきん中金債券　利付第４０７回	300,000,000	294,816,000	
		しんきん中金債券　利付第４１２回	100,000,000	98,129,000	
		商工債券　利付（３年）第２８９回	100,000,000	98,948,000	
		商工債券　利付（１０年）第３６回	100,000,000	94,208,000	
		商工債券　利付（１０年）第４１回	300,000,000	280,857,000	
		商工債券　利付（１０年）第４６回	100,000,000	95,256,000	
		アンデス開発公社　第２１回円貨社債（２０２３）	100,000,000	98,628,000	
		国際協力機構債券　第６回財投機関債	200,000,000	212,048,000	
		国際協力機構債券　第１５回財投機関債	100,000,000	104,143,000	
		国際協力機構債券　第２５回財投機関債	100,000,000	101,840,000	
		国際協力機構債券　第３２回財投機関債	100,000,000	97,853,000	
		国際協力機構債券　第３５回財投機関債	100,000,000	99,064,000	
		国際協力機構債券　第４０回財投機関債	100,000,000	98,583,000	
		国際協力機構債券　第５１回財投機関債	100,000,000	67,298,000	
		国際協力機構債券　第５４回財投機関債	100,000,000	81,520,000	
		国際協力機構債券　第６８回財投機関債	100,000,000	94,812,000	
		東日本高速道路　第５７回	100,000,000	99,092,000	
		東日本高速道路　第６１回	200,000,000	192,326,000	
		東日本高速道路　第６４回	100,000,000	95,809,000	
		東日本高速道路　第６９回	100,000,000	95,766,000	
		東日本高速道路　第８３回	200,000,000	198,016,000	

		東日本高速道路　第８６回	400,000,000	394,208,000	
		東日本高速道路　第８９回	130,000,000	128,117,600	
		東日本高速道路　第９５回	850,000,000	837,955,500	
		中日本高速道路　第８９回	100,000,000	99,061,000	
		中日本高速道路　第９０回	300,000,000	296,751,000	
		中日本高速道路　第９１回	200,000,000	197,544,000	
		中日本高速道路　第９３回	200,000,000	197,054,000	
		中日本高速道路　第９６回	200,000,000	197,620,000	
		中日本高速道路　第９７回	200,000,000	198,584,000	
		中日本高速道路　第９８回	300,000,000	296,610,000	
		中日本高速道路　第１０１回	500,000,000	491,510,000	
		西日本高速道路　第２９回	200,000,000	199,186,000	
		西日本高速道路　第３０回	300,000,000	297,732,000	
		西日本高速道路　第３４回	300,000,000	297,063,000	
		西日本高速道路　第６１回	300,000,000	296,982,000	
		西日本高速道路　第６２回	1,100,000,000	1,086,470,000	
		西日本高速道路　第６４回	200,000,000	197,540,000	
		西日本高速道路　第６９回	200,000,000	197,142,000	
		西日本高速道路　第７７回	200,000,000	196,594,000	
		西日本高速道路　第８８回	100,000,000	98,567,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券　財投機関債第６９回	200,000,000	202,040,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券　財投機関債第９０回	300,000,000	284,133,000	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券　財投機関債第１３５回	300,000,000	286,413,000	
		貸付債権担保第２５回住宅金融支援機構債券	13,341,000	13,665,186	
		貸付債権担保第２８回住宅金融支援機構債券	46,428,000	47,525,093	
		貸付債権担保第４２回住宅金融支援機構債券	41,440,000	41,990,323	
		貸付債権担保第４５回住宅金融支援機構債券	48,651,000	49,732,511	
		貸付債権担保第５２回住宅金融支援機構債券	35,676,000	36,215,777	
		貸付債権担保第２４回住宅金融支援機構債券	23,726,000	24,149,746	
		貸付債権担保第４８回住宅金融支援機構債券	44,757,000	45,781,487	
		貸付債権担保第４０回住宅金融支援機構債券	52,155,000	52,707,843	

		貸付債権担保第６２回住宅金融支援機構債券	79,173,000	79,289,384	
		貸付債権担保第６０回住宅金融支援機構債券	68,928,000	69,528,362	
		貸付債権担保第６１回住宅金融支援機構債券	46,462,000	46,704,067	
		貸付債権担保第５１回住宅金融支援機構債券	16,648,000	16,954,989	
		貸付債権担保第４３回住宅金融支援機構債券	40,746,000	41,531,175	
		貸付債権担保第７９回住宅金融支援機構債券	27,192,000	27,017,699	
		貸付債権担保第８１回住宅金融支援機構債券	60,402,000	59,903,079	
		貸付債権担保第７２回住宅金融支援機構債券	129,465,000	128,857,809	
		貸付債権担保第７０回住宅金融支援機構債券	81,600,000	81,819,504	
		貸付債権担保第３３回住宅金融支援機構債券	16,950,000	17,355,783	
		貸付債権担保第３４回住宅金融支援機構債券	17,437,000	17,852,349	
		貸付債権担保第３５回住宅金融支援機構債券	16,524,000	16,940,239	
		貸付債権担保第４６回住宅金融支援機構債券	15,734,000	16,096,039	
		貸付債権担保第５５回住宅金融支援機構債券	44,568,000	45,120,643	
		貸付債権担保第５６回住宅金融支援機構債券	63,873,000	64,688,658	
		貸付債権担保第５７回住宅金融支援機構債券	21,406,000	21,695,623	
		貸付債権担保第７６回住宅金融支援機構債券	51,258,000	51,336,937	
		貸付債権担保第２３回住宅金融支援機構債券	49,388,000	50,354,029	
		貸付債権担保第３２回住宅金融支援機構債券	48,354,000	49,332,684	
		貸付債権担保第３８回住宅金融支援機構債券	53,598,000	54,579,379	
		貸付債権担保第３９回住宅金融支援機構債券	85,880,000	87,208,563	
		貸付債権担保第５０回住宅金融支援機構債券	157,380,000	160,304,120	
		貸付債権担保第５８回住宅金融支援機構債券	47,720,000	48,281,187	
		貸付債権担保第６４回住宅金融支援機構債券	85,560,000	85,462,461	
		貸付債権担保第６７回住宅金融支援機構債券	300,380,000	297,982,967	

		貸付債権担保第７１回住宅金融支援機構債券	77,010,000	76,628,800	
		貸付債権担保第７３回住宅金融支援機構債券	61,688,000	61,818,778	
		貸付債権担保第７５回住宅金融支援機構債券	50,678,000	50,869,562	
		貸付債権担保第８３回住宅金融支援機構債券	130,316,000	128,720,932	
		貸付債権担保第８４回住宅金融支援機構債券	221,137,000	218,302,023	
		貸付債権担保第８８回住宅金融支援機構債券	34,619,000	33,907,925	
		貸付債権担保第８９回住宅金融支援機構債券	35,342,000	34,635,160	
		貸付債権担保第９０回住宅金融支援機構債券	36,686,000	35,802,234	
		貸付債権担保第９２回住宅金融支援機構債券	77,938,000	75,242,124	
		貸付債権担保第９３回住宅金融支援機構債券	83,954,000	80,102,190	
		貸付債権担保第９４回住宅金融支援機構債券	44,293,000	42,785,709	
		貸付債権担保第９６回住宅金融支援機構債券	47,081,000	45,203,880	
		貸付債権担保第９７回住宅金融支援機構債券	139,302,000	134,451,504	
		貸付債権担保第９８回住宅金融支援機構債券	145,938,000	141,145,396	
		貸付債権担保第９９回住宅金融支援機構債券	98,490,000	95,006,408	
		貸付債権担保第１００回住宅金融支援機構債券	48,061,000	46,255,828	
		貸付債権担保第１０１回住宅金融支援機構債券	48,933,000	47,242,854	
		貸付債権担保第１０７回住宅金融支援機構債券	224,640,000	209,485,785	
		貸付債権担保第１０８回住宅金融支援機構債券	289,250,000	267,489,722	
		貸付債権担保第１１２回住宅金融支援機構債券	253,532,000	234,184,973	
		貸付債権担保第１１３回住宅金融支援機構債券	316,010,000	292,720,063	
		貸付債権担保第１１５回住宅金融支援機構債券	189,135,000	175,082,269	
		貸付債権担保第１１６回住宅金融支援機構債券	126,848,000	117,902,679	
		貸付債権担保第１１７回住宅金融支援機構債券	127,630,000	118,255,576	
		貸付債権担保第１１８回住宅金融支援機構債券	63,349,000	58,801,808	

		貸付債権担保第１１９回住宅金融支援機構債券	127,740,000	118,404,760	
		貸付債権担保第１２０回住宅金融支援機構債券	63,858,000	58,848,978	
		貸付債権担保第１２１回住宅金融支援機構債券	64,561,000	59,552,357	
		貸付債権担保第１２３回住宅金融支援機構債券	65,936,000	60,850,356	
		貸付債権担保第１２５回住宅金融支援機構債券	260,800,000	239,873,408	
		貸付債権担保第１２６回住宅金融支援機構債券	198,801,000	182,755,771	
		貸付債権担保第１２８回住宅金融支援機構債券	132,228,000	121,489,764	
		貸付債権担保第１２９回住宅金融支援機構債券	136,294,000	125,325,058	
		貸付債権担保第１３４回住宅金融支援機構債券	138,060,000	125,914,861	
		貸付債権担保第１３５回住宅金融支援機構債券	68,797,000	62,729,792	
		貸付債権担保第１３６回住宅金融支援機構債券	69,759,000	63,827,392	
		貸付債権担保第１４０回住宅金融支援機構債券	69,427,000	63,156,353	
		貸付債権担保第１４２回住宅金融支援機構債券	216,129,000	195,417,357	
		貸付債権担保第１４４回住宅金融支援機構債券	214,188,000	193,628,093	
		貸付債権担保第１４５回住宅金融支援機構債券	219,573,000	197,896,753	
		貸付債権担保第１５０回住宅金融支援機構債券	381,975,000	340,572,729	
		貸付債権担保第１５１回住宅金融支援機構債券	233,409,000	208,718,995	
		貸付債権担保第１５２回住宅金融支援機構債券	154,828,000	139,342,103	
		貸付債権担保第１５４回住宅金融支援機構債券	156,532,000	140,337,199	
		貸付債権担保第１５８回住宅金融支援機構債券	156,870,000	141,070,053	
		貸付債権担保第１６２回住宅金融支援機構債券	242,349,000	217,762,693	
		貸付債権担保第１６４回住宅金融支援機構債券	247,860,000	221,891,707	
		貸付債権担保第１６５回住宅金融支援機構債券	163,874,000	147,186,710	
		貸付債権担保第１６６回住宅金融支援機構債券	246,936,000	222,768,373	
		貸付債権担保第１６７回住宅金融支援機構債券	164,064,000	147,880,727	

		貸付債権担保第１６８回住宅金融支援機構債券	163,920,000	147,580,454	
		貸付債権担保第１６９回住宅金融支援機構債券	251,229,000	225,792,063	
		貸付債権担保第１７０回住宅金融支援機構債券	415,750,000	373,551,375	
		貸付債権担保第１７４回住宅金融支援機構債券	256,422,000	230,533,634	
		貸付債権担保第１７５回住宅金融支援機構債券	259,359,000	232,587,964	
		貸付債権担保第１７６回住宅金融支援機構債券	258,531,000	231,077,593	
		貸付債権担保第１７７回住宅金融支援機構債券	172,398,000	155,203,023	
		貸付債権担保第１７８回住宅金融支援機構債券	257,949,000	234,186,738	
		貸付債権担保第１７９回住宅金融支援機構債券	259,947,000	235,161,053	
		貸付債権担保第１８０回住宅金融支援機構債券	173,486,000	157,821,949	
		貸付債権担保第１８３回住宅金融支援機構債券	527,778,000	479,887,424	
		貸付債権担保第１８５回住宅金融支援機構債券	267,441,000	244,173,633	
		貸付債権担保第１８６回住宅金融支援機構債券	180,372,000	167,219,273	
		貸付債権担保第１９５回住宅金融支援機構債券	186,622,000	176,900,860	
		貸付債権担保第１９７回住宅金融支援機構債券	283,092,000	271,926,851	
		貸付債権担保第１９８回住宅金融支援機構債券	187,992,000	182,382,318	
		貸付債権担保第１９９回住宅金融支援機構債券	376,208,000	362,841,329	
		貸付債権担保第２００回住宅金融支援機構債券	473,645,000	454,921,813	
		貸付債権担保第２０２回住宅金融支援機構債券	286,698,000	276,680,771	
		貸付債権担保第２０３回住宅金融支援機構債券	480,375,000	465,296,028	
		貸付債権担保第２０５回住宅金融支援機構債券	193,084,000	190,071,889	
	小計	銘柄数：415 組入時価比率：6.0%	75,602,406,000	72,929,849,060 6.0%	
	合計			72,929,849,060	
社債券	日本円	フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）　第３１回円貨社債	100,000,000	95,212,000	
		フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）　第４１回円貨社債	100,000,000	99,386,000	

		フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）　第４２回円貨社債	300,000,000	298,230,000	
		フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）　第４６回円貨社債	100,000,000	97,174,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第１４回円貨社債	100,000,000	99,037,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第２５回非上位円貨社債	200,000,000	196,634,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第３６回円貨社債	100,000,000	99,440,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー　第３７回円貨社債	100,000,000	99,087,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第１６回円貨社債（２０１８	100,000,000	97,108,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第１８回円貨社債（２０２２	100,000,000	99,097,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第２２回円貨社債（２０２４	200,000,000	198,282,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第２６回円貨社債（２０２４	100,000,000	98,308,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第２７回円貨社債（２０２５	100,000,000	99,900,000	
		ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング　第４回円貨社債	100,000,000	99,215,000	
		エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー　第３回円	100,000,000	99,727,000	
		ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー　第７回円貨社債	100,000,000	97,415,000	
		韓国輸出入銀行保証　大韓航空　第４回円貨社債（２０２５	100,000,000	99,954,000	
		フランス電力　第４回円貨社債（２０１７）	100,000,000	99,607,000	
		フランス電力　第１１回円貨社債（２０２４）	100,000,000	99,117,000	
		ビー・エヌ・ピー・パリバ　第８回円貨社債	200,000,000	197,152,000	
		ＩＮＰＥＸ　第１回社債間限定同順位特約付	500,000,000	495,855,000	
		清水建設　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,432,000	
		長谷工コーポレーション　第１４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	191,168,000	
		鹿島建設　第４８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,638,000	
		戸田建設　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,286,000	
		五洋建設　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,595,000	
		大和ハウス工業　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,600,000	

		大和ハウス工業　第１４回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,626,000	
		大和ハウス工業　第２５回特定社債間限定同順位特約付	300,000,000	282,171,000	
		大和ハウス工業　第２６回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	79,964,000	
		森永乳業　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,234,000	
		明治ホールディングス　第１０回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,156,000	
		日本ハム　第１７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,850,000	
		博報堂ＤＹホールディング　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,478,000	
		アサヒグループホールディングス第１６回特定社債間限定同順位	300,000,000	297,681,000	
		アサヒグループホールディングス第２３回特定社債間限定同順位	100,000,000	96,844,000	
		コカ・コーラボトラーズジャパン第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,749,000	
		コカ・コーラボトラーズジャパン第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,761,000	
		味の素　第３２回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,334,000	
		味の素　第３３回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,597,000	
		日本たばこ産業　第１３回	100,000,000	97,466,000	
		ヒューリック　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,385,000	
		三越伊勢丹ホールディングス　第６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,213,000	
		東洋紡　第４４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,619,000	
		野村不動産ホールディングス　第１５回	100,000,000	94,269,000	
		森ヒルズリート投資法人　第１７回特定投資法人債間限定同順位特	200,000,000	197,634,000	
		森ビル　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,125,000	
		東急不動産ホールディングス　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,146,000	
		東急不動産ホールディングス　第２１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	83,693,000	
		東急不動産ホールディングス　第２９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,892,000	
		セブン＆アイ・ホールディングス第１５回社債間限定同順位特約	200,000,000	194,794,000	
		セブン＆アイ・ホールディングス第１７回社債間限定同順位特約	100,000,000	97,751,000	

		東レ　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,603,000	
		東レ　第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,679,000	
		旭化成　第１２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,664,000	
		旭化成　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,516,000	
		日本土地建物　第４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,366,000	
		王子ホールディングス　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,145,000	
		王子ホールディングス　第４２回社債間限定同順位特約付	600,000,000	594,588,000	
		日本製紙　第１５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,874,000	
		レゾナックホールディングス　第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,477,000	
		レゾナックホールディングス　第３５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,942,000	
		住友化学　第５２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	84,586,000	
		住友化学　第５６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,773,000	
		住友化学　第６０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	79,430,000	
		住友化学　第６１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,862,000	
		住友化学　第６５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	71,645,000	
		イビデン　第１２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,662,000	
		日本酸素ホールディングス　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,258,000	
		日本酸素ホールディングス　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,149,000	
		三菱瓦斯化学　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,299,000	
		三井化学　第４８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,745,000	
		三井化学　第５８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,253,000	
		ＪＳＲ　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,201,000	
		三菱ケミカルホールディングス　第２９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,095,000	
		三菱ケミカルホールディングス　第３３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	189,720,000	
		三菱ケミカルホールディングス　第３７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	80,497,000	

		ダイセル　第１７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,252,000	
		ＵＢＥ株式会社　第２１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,191,000	
		電通　第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,502,000	
		電通　第６回社債間限定同順位特約付	300,000,000	288,477,000	
		武田薬品工業　第１６回社債間限定同順位特約付	300,000,000	280,341,000	
		アステラス製薬　第３回無担保社債間限定	100,000,000	99,133,000	
		アステラス製薬　第４回無担保社債間限定	100,000,000	98,185,000	
		テルモ　第１０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,192,000	
		大塚ホールディングス　第４回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,855,000	
		ＤＩＣ　第４８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,674,000	
		オリエンタルランド　第１８回社債間限定同順位特約付	200,000,000	189,748,000	
		オリエンタルランド　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,697,000	
		ヤフー　第１２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,272,000	
		ＬＩＮＥヤフー　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,467,000	
		楽天　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,516,000	
		富士フイルムホールディングス　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,244,000	
		富士フイルムホールディングス　第２２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,822,000	
		富士フイルムホールディングス　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,067,000	
		コニカミノルタホールディングス第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,296,000	
		出光興産　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,562,000	
		ＪＸホールディングス　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,048,000	
		コスモエネルギーホールディングス第１回社債間限定同順位特約	100,000,000	97,938,000	
		ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,225,000	
		ブリヂストン　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,515,000	
		住友理工　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,962,000	

		ＡＧＣ　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,286,000	
		ＡＧＣ　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,877,000	
		太平洋セメント　第２７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,253,000	
		日本碍子　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,107,000	
		新日鐵住金　第９回社債間限定同順位特約付	300,000,000	292,458,000	
		神戸製鋼所　第６８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,919,000	
		ジェイ　エフ　イー　ホールディングス　第２８回社債間限定同順	100,000,000	99,178,000	
		三井金属鉱業　第２４回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,458,000	
		三菱マテリアル　第３６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,139,000	
		住友金属鉱山　第３３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,248,000	
		住友金属鉱山　第３５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,607,000	
		住友電気工業　第２６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,170,000	
		ＬＩＸＩＬグループ　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,889,000	
		ＬＩＸＩＬグループ　第１６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,280,000	
		ＹＫＫ　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,830,000	
		小松製作所　第１７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,313,000	
		住友重機械工業　第８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,921,000	
		日立建機　第２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,714,000	
		荏原製作所　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,605,000	
		ダイキン工業　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,008,000	
		ダイキン工業　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,703,000	
		タダノ　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,658,000	
		セガサミーホールディングス　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,141,000	
		日本精工　第５５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,402,000	
		日本精工　第５９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,896,000	

		ジェイテクト　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,325,000	
		日立製作所　第１７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	202,290,000	
		日立製作所　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,249,000	
		富士電機　第３２回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,796,000	
		日本電気　第６３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,810,000	
		セイコーエプソン　第１５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,946,000	
		パナソニック　第１７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,316,000	
		パナソニック　第２２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,494,000	
		パナソニック　第２３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	188,996,000	
		パナソニック　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,488,000	
		パナソニック　第２６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,194,000	
		ソニー　第３９回	100,000,000	98,907,000	
		ソニー　第４０回	100,000,000	98,188,000	
		ソニー　第４１回	100,000,000	96,424,000	
		ＴＤＫ　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,301,000	
		東海理化電機製作所　第１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,229,000	
		三菱重工業　第３５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,350,000	
		三菱重工業　第３８回社債間限定同順位特約付（第２回グリーンボ	300,000,000	296,106,000	
		ＩＨＩ　第５０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,867,000	
		ＪＡ三井リース　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,421,000	
		ＪＡ三井リース　第３１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,555,000	
		いすゞ自動車　第３１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,716,000	
		いすゞ自動車　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,602,000	
		トヨタ自動車　第２６回社債間限定同順位特約付	700,000,000	694,092,000	
		トヨタ自動車　第２７回社債間限定同順位特約付	300,000,000	283,374,000	
		ＳＵＢＡＲＵ　第８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,993,000	

		楽天カード　第３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,831,000	
		良品計画　第１回社債間限定同順位特約	100,000,000	98,669,000	
		トプコン　第６回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,398,000	
		オリンパス　第２７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,569,000	
		凸版印刷　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,620,000	
		大日本印刷　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,236,000	
		大日本印刷　第５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,432,000	
		アシックス　第７回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,495,000	
		伊藤忠商事　第８０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,101,000	
		丸紅　第１１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,328,000	
		丸紅　第１１８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,314,000	
		丸紅　第１１９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,250,000	
		豊田通商　第１９回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,198,000	
		三井物産　第６４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,216,000	
		三井物産　第７１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,280,000	
		三井物産　第７３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,380,000	
		日本紙パルプ商事　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,855,000	
		住友商事　第４９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,422,000	
		住友商事　第５３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,311,000	
		住友商事　第６１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,689,000	
		三菱商事　第８０回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	101,573,000	
		三菱商事　第８３回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	96,457,000	
		丸井グループ　第４３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,744,000	
		クレディセゾン　第６５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,354,000	
		クレディセゾン　第７６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,822,000	

		クレディセゾン　第９９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,763,000	
		クレディセゾン　第１０２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,455,000	
		クレディセゾン　第１０３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,448,000	
		イオン　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,087,000	
		三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ　第７回劣後特約付	100,000,000	98,793,000	
		みずほコーポレート銀行　第８回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,525,000	
		三菱東京ＵＦＪ銀行　第２３回劣後特約付	100,000,000	106,194,000	
		三菱東京ＵＦＪ銀行　第２４回劣後特約付	100,000,000	103,276,000	
		三井住友フィナンシャルグループ第４回劣後特約付	100,000,000	98,484,000	
		三井住友信託銀行　第３１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,672,000	
		セブン銀行　第１２回社債間限定同順位特約付	300,000,000	294,201,000	
		みずほ銀行　第７回劣後特約付	100,000,000	102,699,000	
		芙蓉総合リース　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,912,000	
		芙蓉総合リース　第４０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,123,000	
		芙蓉総合リース　第４１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,518,000	
		みずほリース　第２４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,567,000	
		みずほリース　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,764,000	
		みずほリース　第７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,644,000	
		みずほリース　第９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,856,000	
		ＮＴＴファイナンス　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,716,000	
		ＮＴＴファイナンス　第１７回日本電信電話保証付	200,000,000	195,924,000	
		ＮＴＴファイナンス　第１８回日本電信電話保証付	800,000,000	764,160,000	
		ＮＴＴファイナンス　第２５回社債間限定同順位特約付	300,000,000	291,345,000	
		ＮＴＴファイナンス　第２６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,058,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,805,000	

		ＮＴＴファイナンス　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,267,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,180,000	
		ＮＴＴファイナンス　第３４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,994,000	
		日産フィナンシャルサービス　第５６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,698,000	
		東京センチュリー　第２８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,165,000	
		東京センチュリー　第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,353,000	
		東京センチュリー　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,903,000	
		ホンダファイナンス　第６９回社債間限定同順位特約付	200,000,000	197,822,000	
		ホンダファイナンス　第８３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,036,000	
		ホンダファイナンス　第８７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,982,000	
		ホンダファイナンス　第８８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,245,000	
		ＳＢＩホールディングス　第２６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,168,000	
		ＳＢＩホールディングス　第３７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,008,000	
		トヨタファイナンス　第８１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,147,000	
		トヨタファイナンス　第９６回社債間限定同順位特約付	800,000,000	792,872,000	
		リコーリース　第２８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,215,000	
		イオンフィナンシャルサービス　第１７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,806,000	
		イオンフィナンシャルサービス　第２１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	196,908,000	
		アコム　第７８回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,951,000	
		オリエントコーポレーション　第３０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,055,000	
		オリエントコーポレーション　第３２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	185,442,000	
		日立キャピタル　第６１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,135,000	
		日立キャピタル　第８０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,628,000	
		オリックス　第１８９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,869,000	
		オリックス　第２０２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,751,000	

		オリックス　第２２０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,455,000	
		三井住友ファイナンス＆リース　第２７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,769,000	
		三井住友ファイナンス＆リース　第４２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,099,000	
		三井住友ファイナンス＆リース　第４４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,943,000	
		三菱ＵＦＪリース　第５２回社債間限定同順位特約付	400,000,000	393,584,000	
		三菱ＵＦＪリース　第５６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,188,000	
		三菱ＵＦＪリース　第７６回社債間限定同順位特約付	300,000,000	286,794,000	
		大和証券グループ本社　第３６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,001,000	
		大和証券グループ本社　第３９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,700,000	
		三井住友海上火災保険　第７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,557,000	
		ＮＥＣキャピタルソリューション第１９回社債間限定同順位特約	100,000,000	98,770,000	
		三井不動産　第６０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,622,000	
		三井不動産　第７１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	190,846,000	
		三井不動産　第７７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,264,000	
		三井不動産　第８３回社債間限定同順位特約付	300,000,000	285,030,000	
		三井不動産　第８４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,616,000	
		三菱地所　第９３回担保提供制限等財務上特約無	200,000,000	210,136,000	
		三菱地所　第１２０回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	98,318,000	
		三菱地所　第１２８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	50,388,000	
		三菱地所　第１２９回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	98,905,000	
		三菱地所　第１３５回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	93,871,000	
		東京建物　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,768,000	
		東京建物　第３４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,871,000	
		ダイビル　第１９回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	83,195,000	
		京阪神ビルディング　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,878,000	

		住友不動産　第１０９回社債間限定同順位特約付	200,000,000	188,308,000	
		イオンモール　第２２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,327,000	
		イオンモール　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	80,813,000	
		イオンモール　第２９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,808,000	
		エヌ・ティ・ティ都市開発　第１５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,703,000	
		日本ビルファンド投資法人　第１７回	100,000,000	85,154,000	
		日本プライムリアルティ投資法人第２７回特定投資法人債間限定	100,000,000	92,265,000	
		グローバル・ワン不動産投資法人第９回	100,000,000	98,716,000	
		野村不動産オフィスファンド投資法人　第７回特定投資法人債間限	100,000,000	104,974,000	
		東京急行電鉄　第８２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,157,000	
		東京急行電鉄　第８３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	190,880,000	
		東京急行電鉄　第８５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,458,000	
		小田急電鉄　第６８回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,158,000	
		小田急電鉄　第７４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,306,000	
		京王電鉄　第３８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,125,000	
		京成電鉄　第６３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,786,000	
		東日本旅客鉄道　第４７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,643,000	
		東日本旅客鉄道　第５７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	210,232,000	
		東日本旅客鉄道　第７１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,195,000	
		東日本旅客鉄道　第７３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	105,396,000	
		東日本旅客鉄道　第８６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,376,000	
		東日本旅客鉄道　第１０６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,066,000	
		東日本旅客鉄道　第１０７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,077,000	
		東日本旅客鉄道　第１１９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,621,000	
		東日本旅客鉄道　第１３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	74,269,000	

		東日本旅客鉄道　第１３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	66,136,000	
		東日本旅客鉄道　第１３９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	60,195,000	
		東日本旅客鉄道　第１４２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	84,244,000	
		東日本旅客鉄道　第１４４回社債間限定同順位特約付	200,000,000	130,248,000	
		東日本旅客鉄道　第１４５回社債間限定同順位特約付	200,000,000	108,600,000	
		東日本旅客鉄道　第１４７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,565,000	
		東日本旅客鉄道　第１５１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	45,966,000	
		東日本旅客鉄道　第１５３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,170,000	
		東日本旅客鉄道　第１６４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,463,000	
		東日本旅客鉄道　第１６５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	80,620,000	
		東日本旅客鉄道　第１６７回社債間限定同順位特約付	200,000,000	114,034,000	
		東日本旅客鉄道　第１９２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	72,681,000	
		西日本旅客鉄道　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	102,985,000	
		西日本旅客鉄道　第１５回社債間限定同順位特約付	300,000,000	311,367,000	
		西日本旅客鉄道　第５３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	66,594,000	
		西日本旅客鉄道　第６０回社債間限定同順位特約付	200,000,000	190,904,000	
		西日本旅客鉄道　第６５回社債間限定同順位特約付	200,000,000	190,274,000	
		西日本旅客鉄道　第６６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	164,462,000	
		西日本旅客鉄道　第７７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	56,620,000	
		東海旅客鉄道　第５１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	210,932,000	
		東海旅客鉄道　第７０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,234,000	
		東海旅客鉄道　第７３回社債間限定同順位特約付	300,000,000	286,191,000	
		東海旅客鉄道　第７４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	90,862,000	
		東京地下鉄　第２２回	100,000,000	98,357,000	
		東京地下鉄　第２３回	100,000,000	88,322,000	
		東京地下鉄　第２４回	100,000,000	76,538,000	

		東京地下鉄　第２７回	100,000,000	76,276,000	
		東京地下鉄　第３４回	100,000,000	62,660,000	
		東京地下鉄　第４４回	100,000,000	48,134,000	
		東京地下鉄　第４９回	100,000,000	80,707,000	
		東京地下鉄　第５６回	100,000,000	70,311,000	
		西武ホールディングス　第１回社債間限定同順位特約付	200,000,000	188,768,000	
		西日本鉄道　第４５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,805,000	
		阪急阪神ホールディングス　第４７回	400,000,000	401,636,000	
		阪急阪神ホールディングス　第４９回	100,000,000	89,713,000	
		名古屋鉄道　第５０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,805,000	
		名古屋鉄道　第５６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,947,000	
		日本通運　第１１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,034,000	
		日本通運　第１２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,071,000	
		日立物流　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,658,000	
		日本郵船　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,178,000	
		横浜高速鉄道　第２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,772,000	
		九州旅客鉄道　第２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	141,474,000	
		九州旅客鉄道　第４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	81,124,000	
		日本航空　第１２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,693,000	
		日本航空　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,098,000	
		ＡＮＡホールディングス　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,164,000	
		ＫＤＤＩ　第２５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,346,000	
		ＫＤＤＩ　第３２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,286,000	
		ＫＤＤＩ　第３３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,049,000	
		ＫＤＤＩ　第３６回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,620,000	
		ＫＤＤＩ　第３９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,750,000	
		ソフトバンク　第１１回社債間限定	100,000,000	98,987,000	

		同順位特約付			
		ソフトバンク　第１２回社債間限定同順位特約付	200,000,000	193,702,000	
		ソフトバンク　第１４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,483,000	
		ソフトバンク　第１６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,859,000	
		ソフトバンク　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,795,000	
		東京電力　第５４８回	100,000,000	101,037,000	
		東京電力　第５６０回	100,000,000	99,791,000	
		中部電力　第５２４回	100,000,000	98,750,000	
		中部電力　第５３０回	200,000,000	192,782,000	
		中部電力　第５５９回	100,000,000	87,140,000	
		中部電力　第５６０回	100,000,000	85,158,000	
		関西電力　第５０９回	100,000,000	98,866,000	
		関西電力　第５１１回	300,000,000	295,563,000	
		関西電力　第５２０回	100,000,000	84,940,000	
		関西電力　第５２２回	200,000,000	195,768,000	
		関西電力　第５３６回	100,000,000	95,173,000	
		関西電力　第５５６回	100,000,000	95,009,000	
		関西電力　第５５７回	100,000,000	86,720,000	
		関西電力　第５６２回	100,000,000	96,245,000	
		中国電力　第３９４回	100,000,000	87,631,000	
		中国電力　第４００回	100,000,000	98,328,000	
		中国電力　第４０６回	100,000,000	85,467,000	
		中国電力　第４１６回	100,000,000	96,692,000	
		中国電力　第４２２回	600,000,000	572,754,000	
		中国電力　第４２５回	100,000,000	95,354,000	
		中国電力　第４４８回	100,000,000	95,351,000	
		中国電力　第４５２回	100,000,000	86,106,000	
		北陸電力　第３０７回	100,000,000	100,261,000	
		北陸電力　第３１２回	100,000,000	98,999,000	
		北陸電力　第３２２回	100,000,000	98,600,000	
		北陸電力　第３２６回	200,000,000	170,314,000	
		北陸電力　第３３０回	100,000,000	96,630,000	
		北陸電力　第３３９回	100,000,000	87,783,000	
		東北電力　第４８４回	100,000,000	88,977,000	

		東北電力　第４９１回	100,000,000	98,899,000	
		東北電力　第５０８回	100,000,000	97,216,000	
		東北電力　第５２１回	300,000,000	287,685,000	
		東北電力　第５２９回	200,000,000	198,110,000	
		東北電力　第５３４回	100,000,000	82,491,000	
		東北電力　第５６０回	200,000,000	189,496,000	
		東北電力　第５６３回	200,000,000	192,382,000	
		東北電力　第５６６回	100,000,000	99,667,000	
		四国電力　第２９３回	100,000,000	88,351,000	
		四国電力　第３２１回	100,000,000	70,634,000	
		四国電力　第３２８回	100,000,000	96,035,000	
		四国電力　第３３２回	100,000,000	100,013,000	
		九州電力　第４４９回	200,000,000	197,638,000	
		九州電力　第４５１回	100,000,000	98,820,000	
		九州電力　第４７６回	100,000,000	97,002,000	
		九州電力　第４７８回	100,000,000	85,416,000	
		九州電力　第４８１回	300,000,000	288,798,000	
		九州電力　第４８４回	200,000,000	192,042,000	
		九州電力　第４９３回	300,000,000	296,985,000	
		九州電力　第５２７回	100,000,000	98,377,000	
		北海道電力　第３２３回	300,000,000	301,254,000	
		北海道電力　第３２５回	130,000,000	129,784,200	
		北海道電力　第３３８回	100,000,000	88,855,000	
		北海道電力　第３４１回	100,000,000	89,590,000	
		北海道電力　第３５０回	100,000,000	85,497,000	
		北海道電力　第３８５回	100,000,000	96,128,000	
		電源開発　第５０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,625,000	
		電源開発　第５２回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,416,000	
		電源開発　第５５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,862,000	
		電源開発　第５９回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,666,000	
		電源開発　第６０回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,384,000	
		電源開発　第６８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	79,457,000	
		電源開発　第７３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	187,762,000	

		電源開発　第８６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,394,000	
		東京電力パワーグリッド　第６回	100,000,000	99,241,000	
		東京電力パワーグリッド　第１１回	300,000,000	296,253,000	
		東京電力パワーグリッド　第１５回	300,000,000	290,091,000	
		東京電力パワーグリッド　第２８回	100,000,000	98,437,000	
		東京電力パワーグリッド　第３２回	300,000,000	281,574,000	
		東京電力パワーグリッド　第３５回	100,000,000	98,509,000	
		東京電力パワーグリッド　第３６回	100,000,000	94,499,000	
		東京電力パワーグリッド　第４０回	400,000,000	373,908,000	
		東京電力パワーグリッド　第４５回	300,000,000	286,116,000	
		東京電力パワーグリッド　第４８回	300,000,000	260,517,000	
		東京電力パワーグリッド　第５０回	100,000,000	94,812,000	
		東京電力パワーグリッド　第５１回	200,000,000	176,074,000	
		東京電力パワーグリッド　第５４回	100,000,000	96,259,000	
		東京電力パワーグリッド　第７２回	100,000,000	97,249,000	
		東京電力パワーグリッド　第７３回	100,000,000	96,490,000	
		東京電力パワーグリッド　第７６回	200,000,000	201,774,000	
		ＪＥＲＡ　第３回無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,459,000	
		ＪＥＲＡ　第１７回無担保社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,378,000	
		東京電力リニューアブルパワー第５回社債間限定同順位特約付グリ	400,000,000	385,628,000	
		東京瓦斯　第２８回社債間限定同順位特約付	200,000,000	206,554,000	
		東京瓦斯　第３７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,251,000	
		東京瓦斯　第３８回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,573,000	
		東京瓦斯　第５４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	49,344,000	
		東京瓦斯　第５５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	79,437,000	
		東京瓦斯　第５７回社債間限定同順位特約付	100,000,000	55,076,000	
		東京瓦斯　第６４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	67,561,000	
		大阪瓦斯　第３６回社債間限定同順位特約付	100,000,000	66,761,000	
		大阪瓦斯　第４３回社債間限定同順位特約付	200,000,000	134,456,000	
		大阪瓦斯　第５１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,650,000	

		大阪瓦斯　第５５回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,094,000	
		東邦瓦斯　第４４回社債間限定同順位特約付	100,000,000	81,067,000	
		北海道瓦斯　第２３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,261,000	
		広島ガス　第１３回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,220,000	
		西部ガスホールディングス　第２１回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,506,000	
		ファーストリテイリング　第７回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,849,000	
		ファーストリテイリング　第８回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,760,000	
	小計	銘柄数：434 組入時価比率：4.6%	58,730,000,000	55,596,978,200 4.6%	
	合計			55,596,978,200	
合計				1,207,948,241,211	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村日本債券インデックスファンド

2025年2月28日現在

Ⅰ　資産総額	625,217,251円
Ⅱ　負債総額	325,067円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	624,892,184円
Ⅳ　発行済口数	699,237,906口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8937円

（参考）国内債券ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ総合　マザーファンド

2025年2月28日現在

Ⅰ　資産総額	1,209,283,485,432円
Ⅱ　負債総額	33,109,472,597円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,176,174,012,835円
Ⅳ　発行済口数	970,363,457,818口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2121円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年2月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数　　20,000,000株

発行済株式総数　　5,150,693株

過去５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役３名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制

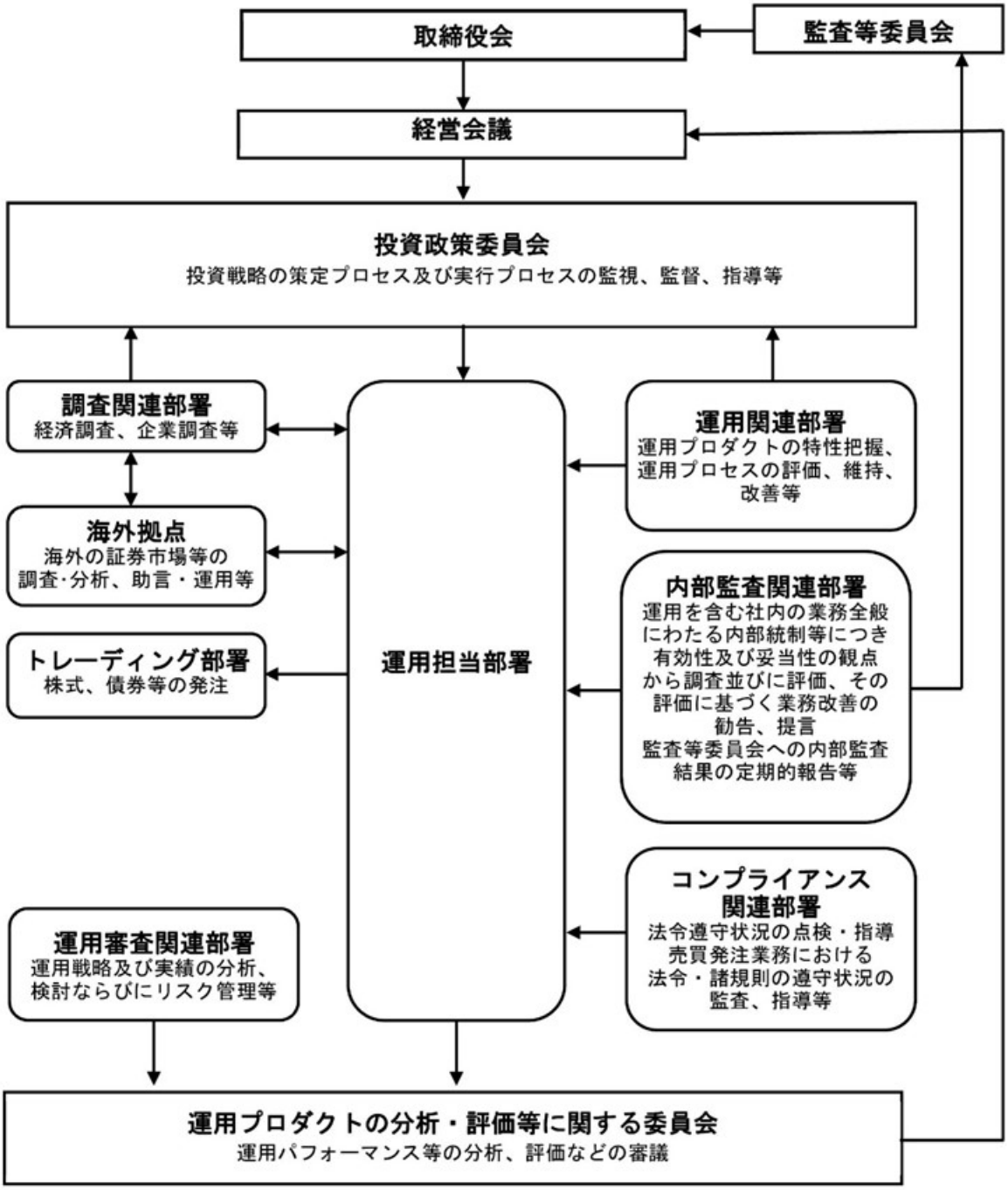
取締役会
監査等委員会
経営会議
投資政策委員会
投資戦略の策定プロセス及び実行プロセスの監視、監督、指導等
調査関連部署
経済調査、企業調査等
海外拠点
海外の証券市場等の
調査･分析、助言・運用等
トレーディング部署
株式、債券等の発注
運用担当部署
運用関連部署
運用プロダクトの特性把握、
運用プロセスの評価、維持、
改善等
内部監査関連部署
運用を含む社内の業務全般
にわたる内部統制等につき
有効性及び妥当性の観点
から調査並びに評価、その
評価に基づく業務改善の
勧告、提言
監査等委員会への内部監査
結果の定期的報告等
コンプライアンス
関連部署
法令遵守状況の点検・指導
売買発注業務における
法令・諸規則の遵守状況の
監査、指導等
運用審査関連部署
運用戦略及び実績の分析、
検討ならびにリスク管理等
運用プロダクトの分析・評価等に関する委員会
運用パフォーマンス等の分析、評価などの審議

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2025年1月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	915	56,447,791
単位型株式投資信託	155	648,674
追加型公社債投資信託	14	6,841,002
単位型公社債投資信託	416	736,947
合計	1,500	64,674,413

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則ならびに同規則第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

２．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

２０２４年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯　原　　尚
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水　永　　真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第６５期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２４年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

２０２４年１１月２７日

野村アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　　御　中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長谷川　　敬
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水　永　真太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの第６６期事業年度の中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２４年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２４年４月１日から２０２４年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)　1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　2．XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			1,865		7,405
金銭の信託			42,108		44,745
有価証券			21,900		－
前払金			11		7
前払費用			775		852
未収入金			1,775		1,023
未収委託者報酬			26,116		31,788
未収運用受託報酬			3,780		5,989
短期貸付金			1,001		757
未収還付法人税等			2,083		－
その他			84		169
貸倒引当金			△15		△18
流動資産計			101,486		92,719
固定資産					
有形固定資産			1,335		945
建物	※２	906		595	
器具備品	※２	428		350	
無形固定資産			5,563		5,658
ソフトウェア		5,562		5,658	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,336		17,314
投資有価証券		1,793		1,813	
関係会社株式		10,025		9,535	
長期差入保証金		520		519	
長期前払費用		10		10	
前払年金費用		1,553		1,875	
繰延税金資産		2,340		2,651	
その他		92		908	
固定資産計			23,235		23,918
資産合計			124,722		116,638

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			-		13,700
預り金			124		123
未払金			17,378		11,404
未払収益分配金		0		1	
未払償還金		57		39	
未払手数料		8,409		10,312	
関係会社未払金		8,911		1,052	
未払費用	※1		9,682		12,507
未払法人税等			1,024		8,095
未払消費税等			500		1,590
前受収益			22		15
賞与引当金			3,635		4,543
その他			46		24
流動負債計			32,414		52,005
固定負債					
退職給付引当金			2,940		2,759
時効後支払損引当金			595		602
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,659		4,484
負債合計			37,074		56,490
(純資産の部)					
株主資本			87,419		59,820
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,509		28,910
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,823		28,225	
別途積立金		24,606		-	
繰越利益剰余金		31,217		28,225	
評価・換算差額等			229		327
その他有価証券評価差額金			229		327
純資産合計			87,648		60,147
負債・純資産合計			124,722		116,638

（2）【損益計算書】

		前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）		当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			113,491		124,722
運用受託報酬			18,198		21,188
その他営業収益			331		291
営業収益計			132,021		146,202
営業費用					
支払手数料			38,684		43,258
広告宣伝費			1,187		1,054
公告費			0		0
調査費			29,050		33,107
調査費		6,045		6,797	
委託調査費		23,004		26,310	
委託計算費			1,363		1,377
営業雑経費			3,302		3,670
通信費		89		92	
印刷費		903		820	
協会費		83		85	
諸経費		2,225		2,671	
営業費用計			73,587		82,468
一般管理費					
給料			11,316		13,068
役員報酬		226		259	
給料・手当		7,752		7,985	
賞与		3,337		4,822	
交際費			78		87
寄付金			115		117
旅費交通費			283		323
租税公課			963		990
不動産賃借料			1,232		1,235
退職給付費用			829		893
固定資産減価償却費			2,409		2,292
諸経費			12,439		12,483
一般管理費計			29,669		31,491
営業利益			28,763		32,242

		前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）		当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）	
区分	注記番号	金額（百万円）		金額（百万円）	
営業外収益					
受取配当金	※1	7,645		7,054	
受取利息		45		48	
為替差益		49		146	
その他		637		625	
営業外収益計			8,377		7,875
営業外費用					
支払利息		－		123	
金銭の信託運用損		1,736		782	
時効後支払損引当金繰入額		10		14	
その他		8		47	
営業外費用計			1,755		967
経常利益			35,385		39,149
特別利益					
投資有価証券売却益		10		－	
株式報酬受入益		46		28	
特別利益計			57		28
特別損失					
投資有価証券売却損		16		5	
関係会社株式評価損		－		490	
固定資産除却損	※2	52		31	
特別損失計			69		527
税引前当期純利益			35,374		38,651
法人税、住民税及び事業税			8,890		10,821
法人税等調整額			419		△354
当期純利益			26,064		28,183

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日)

（単位：百万円）

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
						その他利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

（単位：百万円）

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
						その他利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剰余金の配当							△55,782	△55,782	△55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の取崩						△24,606	24,606	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	―	―	―	―	―	△24,606	△2,991	△27,598	△27,598
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	－	28,225	28,910	59,820

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

［重要な会計方針］

１．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの … 時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法
２．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
４．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
５．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6 年 附属設備 6～15 年 器具備品 4～15 年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
６．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

７．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

［会計上の見積りに関する注記］

該当事項はありません。

［会計方針の変更］

該当事項はありません。

［未適用の会計基準等］

該当事項はありません。

［注記事項］

◇　貸借対照表関係

前事業年度末 （2023 年 3 月 31 日）	当事業年度末 （2024 年 3 月 31 日）
※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用　1,350 百万円 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　901 百万円 器具備品　657 合計　1,559	※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用　1,939 百万円 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　1,214 百万円 器具備品　733 合計　1,948

◇　損益計算書関係

前事業年度 （自　2022 年 4 月 1 日 至　2023 年 3 月 31 日）	当事業年度 （自　2023 年 4 月 1 日 至　2024 年 3 月 31 日）
※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　7,634 百万円 ※２．固定資産除却損 建物　0 百万円 器具備品　0 ソフトウェア　52 合計　52	※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　7,050 百万円 ※２．固定資産除却損 建物　−百万円 器具備品　0 ソフトウェア　30 合計　31

◇　株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首株式数	前事業年度増加株式数	前事業年度減少株式数	前事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	－	－	5,150,693 株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022 年 5 月 18 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877 百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	4,830 円
基準日	2022 年 3 月 31 日
効力発生日	2022 年 6 月 30 日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023 年 5 月 23 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782 百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	10,830 円
基準日	2023 年 3 月 31 日
効力発生日	2023 年 6 月 30 日

当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	－	－	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	5,470円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

◇　金融商品関係

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2023 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	42,108	42,108	－
資産計	42,108	42,108	－
(2)その他（デリバティブ取引）	46	46	－
負債計	46	46	－

（注 1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

（※）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

（注 3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	1,865	－	－	－
金銭の信託	42,108	－	－	－
未収委託者報酬	26,116	－	－	－
未収運用受託報酬	3,780	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	－	－	－
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	－	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額　（単位：百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	－	42,108	－	42,108
資産計	－	42,108	－	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	－	46	－	46
負債計	－	46	－	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	44,745	44,745	－
資産計	44,745	44,745	－
(2)その他（デリバティブ取引）	24	24	－
負債計	24	24	－

（注 1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

（※）1　市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
　　2　非上場株式等について、当事業年度において 490 百万円減損処理を行っております。

（注 3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	7,405	－	－	－
金銭の信託	44,745	－	－	－
未収委託者報酬	31,788	－	－	－
未収運用受託報酬	5,989	－	－	－
短期貸付金	757	－	－	－
合計	90,685	－	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額　（単位：百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	－	44,745	－	44,745
資産計	－	44,745	－	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	－	24	－	24
負債計	－	24	－	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

◇　有価証券関係

前事業年度　（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

１．売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 （百万円）
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	－	－	－
小計	－	－	－
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	21,900	21,900	－
小計	21,900	21,900	－
合計	21,900	21,900	－

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	－	16
合計	66	－	16

当事業年度　（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

１．売買目的有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2024 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 （百万円）
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,638 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	－	5
合計	36	－	5

◇　デリバティブ取引関係

１．　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）通貨関連

前事業年度　（自 2022 年 4 月 1 日　至 2023 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	－	△46	△46

当事業年度　（自 2023 年 4 月 1 日　至 2024 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等のうち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	－	△24	△24

◇　退職給付関係

前事業年度(自　2022年4月1日　至　2023年3月31日)

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
退職給付債務の期末残高	20,314

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
年金資産の期末残高	19,378

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	653

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.4%
退職一時金制度の割引率	1.1%
長期期待運用収益率	2.35%

3．確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、202 百万円でした。

当事業年度(自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日)

1．採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1,024
退職給付の支払額	△1,150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19,205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	△21,247
	△4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	△1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52

確定給付制度に係る退職給付費用	655

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206 百万円でした。

◇　税効果会計関係

1.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 （2023年3月31日）		当事業年度末 （2024年3月31日）	
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,138	賞与引当金	1,422
退職給付引当金	911	退職給付引当金	855
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,162
未払事業税	227	未払事業税	360
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	331	減価償却超過額	323
時効後支払損引当金	184	時効後支払損引当金	186
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	78	ゴルフ会員権評価減	79
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	85	未払社会保険料	116
その他	44	その他	50
繰延税金資産小計	4,878	繰延税金資産小計	5,422
評価性引当額	△1,696	評価性引当額	△1,848
繰延税金資産合計	3,181	繰延税金資産合計	3,573
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△171	資産除去債務に対応する除去費用	△109
関係会社株式評価益	△84	関係会社株式評価益	△85
その他有価証券評価差額金	△102	その他有価証券評価差額金	△146
前払年金費用	△481	前払年金費用	△581
繰延税金負債合計	△840	繰延税金負債合計	△922
繰延税金資産の純額	2,340	繰延税金資産の純額	2,651
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%
タックスヘイブン税制	2.1%	タックスヘイブン税制	1.2%
外国税額控除	△0.6%	外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.8%	その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%

2.　法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇　資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度 自　2022年4月 1日 至　2023年3月31日	当事業年度 自　2023年4月 1日 至　2024年3月31日
期首残高	1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	－	－
資産除去債務の履行による減少	－	－
期末残高	1,123	1,123

◇　収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度　（自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 （自　2022 年 4 月 1 日 至　2023 年 3 月 31 日）
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬（注）	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度　（自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 （自　2023 年 4 月 1 日 至　2024 年 3 月 31 日）
委託者報酬	124,707 百万円
運用受託報酬	19,131 百万円
成功報酬（注）	2,071 百万円
その他営業収益	291 百万円
合計	146,202 百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

［重要な会計方針］7．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇　セグメント情報等

前事業年度(自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自　2023 年 4 月 1 日　至　2024 年 3 月 31 日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇　関連当事者情報

前事業年度(自　2022 年 4 月 1 日　至　2023 年 3 月 31 日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500(米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	－	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	27,180	未払手数料	5,773

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
（*1）　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493(百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済	128,100		
							借入金利息	123	未払利息	19

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500(米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済	3,081		
							貸付金利息	48	未収利息	9

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	－	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	30,272	未払手数料	7,148

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注)１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
（*１）　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（２）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇　１株当たり情報

前事業年度 （自　2022年4月1日 至　2023年3月31日）	当事業年度 （自　2023年4月1日 至　2024年3月31日）
１株当たり純資産額　17,016円74銭 １株当たり当期純利益　5,060円34銭	１株当たり純資産額　11,677円62銭 １株当たり当期純利益　5,471円85銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　26,064百万円 普通株式に係る当期純利益　26,064百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株	潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　28,183百万円 普通株式に係る当期純利益　28,183百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株

中間財務諸表

◇　中間貸借対照表

		2024年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		5,222
金銭の信託		47,595
未収委託者報酬		35,191
未収運用受託報酬		6,723
短期貸付金		1,427
その他		1,233
貸倒引当金		△21
流動資産計		97,372
固定資産		
有形固定資産	※1	761
無形固定資産		6,247
ソフトウェア		6,246
その他		0
投資その他の資産		15,876
投資有価証券		1,503
関係会社株式		9,535
長期差入保証金		521
前払年金費用		2,189
繰延税金資産		2,020
その他		105
固定資産計		22,884
資産合計		120,257

		2024年9月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		28,300
未払金		11,764
未払収益分配金		1
未払償還金		38
未払手数料		11,479
関係会社未払金		244
未払費用		11,699
未払法人税等		6,872
未払消費税等	※2	1,584
賞与引当金		2,843
その他		130
流動負債計		63,195
固定負債		
退職給付引当金		2,678
時効後支払損引当金		609
資産除去債務		1,123
固定負債計		4,410
負債合計		67,606
(純資産の部)		
株主資本		52,360
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		21,450
利益準備金		685
その他利益剰余金		20,765
繰越利益剰余金		20,765
評価・換算差額等		290
その他有価証券評価差額金		290
純資産合計		52,651
負債・純資産合計		120,257

◇　中間損益計算書

		自　2024年4月 1日 至　2024年9月30日
区分	注記番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		75,441
運用受託報酬		11,445
その他営業収益		153
営業収益計		87,039
営業費用		
支払手数料		27,091
調査費		18,872
その他営業費用		3,159
営業費用計		49,123
一般管理費	※1	16,272
営業利益		21,643
営業外収益	※2	6,924
営業外費用	※3	285
経常利益		28,282
特別利益	※4	23
特別損失	※5	13
税引前中間純利益		28,292
法人税、住民税及び事業税		6,931
法人税等調整額		646
中間純利益		20,713

◇　中間株主資本等変動計算書
当中間会計期間(自　2024年4月1日　至　2024年9月30日)

（単位：百万円）

	株主資本							
		資本剰余金			利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当中間期変動額								
剰余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174
中間純利益						20,713	20,713	20,713
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	△7,460	△7,460	△7,460
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	20,765	21,450	52,360

（単位：百万円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	327	327	60,147
当中間期変動額			
剰余金の配当			△28,174
中間純利益			20,713
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△36	△36	△36
当中間期変動額合計	△36	△36	△7,496
当中間期末残高	290	290	52,651

［重要な会計方針］

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない　… 時価法 株式等以外のもの　（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない　… 移動平均法による原価法 株式等
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物　6 年 附属設備　6～15 年 器具備品　4～15 年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。
6．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、

	受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
７．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ①　委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ②　運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③　成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

［注記事項］

◇　中間貸借対照表関係

2024 年 9 月 30 日現在

※１　有形固定資産の減価償却累計額

2,133 百万円

※２　消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ「未払消費税等」として表示しております。

◇　中間損益計算書関係

自　2024 年 4 月 1 日
至　2024 年 9 月 30 日

※１　減価償却実施額

有形固定資産	185 百万円
無形固定資産	949 百万円

※２　営業外収益のうち主要なもの

受取配当金	6,350 百万円

※３　営業外費用のうち主要なもの

支払利息	105 百万円
雑損	169 百万円

※４　特別利益の内訳

株式報酬受入益	23 百万円

※５　特別損失の内訳

固定資産除却損	13 百万円

◇　中間株主資本等変動計算書関係

自　2024 年 4 月 1 日
至　2024 年 9 月 30 日

１　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5,150,693 株	－	－	5,150,693 株

２　配当に関する事項

配当金支払額

2024 年 5 月 16 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当金の総額	28,174 百万円
(2) 1 株当たり配当額	5,470 円
(3) 基準日	2024 年 3 月 31 日
(4) 効力発生日	2024 年 6 月 28 日

◇　金融商品関係

１．金融商品の時価等に関する事項

2024 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	47,595	47,595	－
(2)その他（デリバティブ取引）	126	126	－
資産計	47,722	47,722	－

（注 1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注 2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,328
合計	11,038

（※）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。
レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額　（単位：百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	－	47,595	－	47,595
デリバティブ取引（通貨関連）	－	126	－	126
資産計	－	47,722	－	47,722

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託
信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。
信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引
時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

◇　有価証券関係

当中間会計期間末　(2024 年 9 月 30 日)

１．売買目的有価証券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2024 年 9 月 30 日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額（百万円）
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額 174 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,328 百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

◇　デリバティブ取引関係

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当中間会計期間　(2024 年 9 月 30 日)

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等の うち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,550	－	126	126

◇資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減　　（単位：百万円）

	自　2024 年 4 月 1 日 至　2024 年 9 月 30 日
期首残高	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	－
時の経過による調整額	－
中間期末残高	1,123

◇　収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当中間会計期間 （自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）
委託者報酬	75,439 百万円
運用受託報酬	10,634 百万円
成功報酬（注）	811 百万円
その他営業収益	153 百万円
合計	87,039 百万円

（注）成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

［重要な会計方針］7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇　セグメント情報等

当中間会計期間(自　2024 年 4 月 1 日　至　2024 年 9 月 30 日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇　１株当たり情報

自　2024年4月 1日 至　2024年9月30日
１株当たり純資産額　　10,222円13銭 １株当たり中間純利益　　4,021円58銭 （注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。 ２．１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 中間純利益　20,713百万円 普通株主に帰属しない金額　－ 普通株式に係る中間純利益　20,713百万円 期中平均株式数　5,150千株

４【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

（野村日本債券インデックスファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、NOMURA－BPI総合（NOMURA－ボンド･パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

国内債券NOMURA－BPI総合 マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

⑵ 投資態度

① マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、NOMURA－BPI総合の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第21条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第22条の範囲で行ないます。

⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③　留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村日本債券インデックスファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的と金額）

第２条　委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第１項、第44条第１項、第45条第１項および第47条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については1,000億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③　委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、第２条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第７条の規定により分割された受益権を、申込み当日の午後３時までに取得の申込みが行なわれ、かつ、当該申込み分の受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分として、その取得申込者に対し、１口単位もしくは１口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

②　前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、１口につき１円に販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する

金額を加算した価額とします。
③　前項の規定にかかわらず、受益者が第39条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。
④　第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
⑤　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
③　委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。
1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条及び第

22 条に定めるものに限ります。）に係る権利
ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）
ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）
2.　次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 16 条　委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である国内債券 NOMURA－BPI 総合 マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
6. 投資法人債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
7. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
14. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）

なお、第 7 号の証券または証書および第 9 号の証券または証書のうち第 7 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 1 号から第 6 号までの証券および第 9 号の証券のうち第 1 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用するこ

とを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③　委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。）、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条および第31条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第24条、第25条および第31条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④　前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

（投資する株式の範囲）

第19条　委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式への投資制限）

第20条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第21条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第22条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（これらを総称して以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑥　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第23条　委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第24条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③　委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（公社債の借入れ）

第25条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができ

ます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものと

します。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第29条　委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条　委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第31条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第32条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第33条　信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第34条　この信託の計算期間は、毎年1月21日から4月20日まで、4月21日から7月20日まで、7月21日から10月20日までおよび10月21日から翌年1月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成20年7月22日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第35条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査費用）

第36条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第37条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の37の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第38条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第39条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金（第42条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。）は、第42条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第40条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第41条　受託者は、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第39条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第39条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第42条　受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、実行の請求日の午後3時までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ、当該請求分の受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の請求分として、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

④　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥　前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第43条　委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属す

るときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤　第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第44条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第45条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第46条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第47条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第48条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその

内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第49条　この信託は、受益者が第42条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第50条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況に係る情報の提供）

第50条の2　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

（公告）

第51条　委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第52条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第53条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　第39条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成20年3月3日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社

（国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド）

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

２．運用方法

⑴ 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

⑵ 投資態度

① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑶ 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第２条　委託者は、金 50 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、金３兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第３条　この信託の期間は、信託契約締結日から第 33 条第１項、第 33 条第２項、第 36 条第１項、第 37 条第１項および第 39 条第２項の規定による解約の日までとします。

（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）

第４条　この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

（受益者）

第５条　この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

（受益権の分割および再分割）

第６条　委託者は、第２条第１項による受益権については、50 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第７条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

（追加信託金の計算方法）

第７条　追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第８条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益証券の発行および種類）

第９条　委託者は、第６条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②　委託者が発行する受益証券は、１口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③　受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第10条　委託者は、前条第１項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（投資の対象とする資産の種類）

第11条　この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ．約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ．金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．（削除）

ロ．為替手形

ハ．（削除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第12条　委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1．国債証券

2．地方債証券

3．特別の法律により法人の発行する債券

4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいま

す。）

6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定めるものに限る)

11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（運用の基本方針）

第13条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第14条　委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第15条　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
⑤　委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第16条　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

②　前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
③　委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（保管業務の委任）

第17条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第18条　受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第19条　金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（一括登録）

第20条　信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。
④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第22条　委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第23条　委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第24条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第25条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
③　前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第26条　この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年7月25日から平成15年3月31日までとします。
②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第27条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第28条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第29条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第30条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないま

せん。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第31条　追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託の一部解約）

第32条　委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

②　解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

（信託契約の解約）

第33条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦　第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第34条　受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

②　受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第35条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第36条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第37条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第38条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第39条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第40条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③　前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

（反対者の買取請求権）

第41条　第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合にお

いて、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付）

第42条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

（運用状況に係る情報）

第43条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

（公告）

第44条　委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

②　前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第45条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　　平成14年7月25日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者　野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者　野村信託銀行株式会社